

加 古 川 市
子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月
加 古 川 市

はじめに



近年、わが国では、出生率の低下や出生数の減少により急速な人口減少や少子高齢化、核家族化が進行しており、こうした状況は、労働力人口の減少や地域基盤の脆弱化など、将来にわたって社会保障制度や社会構造そのものに極めて深刻な影響を与えるものと懸念されています。

家庭や地域においては、教育力や子育て機能の低下を招いており、近所同士の助け合いが少ない中での子育てに対して、不安や負担感、孤立感を抱える子育て世帯も少なくありません。

さらに、生活形態においても、経済状況やライフスタイルの変化などを背景に、女性の就労意欲の高まりや社会進出が進み、子育て期の共働き家庭が増加する中で、働きながらも子育てしやすい環境の整備が早急に求められています。

こうした中、本市では、「安心して子どもを生み、子育てに喜びを実感でき、子どもがすくやかに育つまち加古川」の実現をめざして、平成 17 年に次世代育成支援対策法に基づく「加古川市次世代育成支援行動計画」を、平成 22 年には「加古川市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、在宅での子育てに対する支援や、子育てと仕事の両立支援のための保育サービスの充実をはじめ、地域の子育てボランティアの養成や次代の親育て支援など、子育て環境の整備に努めてまいりました。

そしてこのたび、「子ども・子育て関連 3 法」の成立に基づいて、平成 27 年度から本格スタートする新たな子ども・子育て支援制度において、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的拡大、地域における子ども・子育て支援の充実を目指し、未来を担う子どもたちの健やかな成長と、親が子どもを生み育てることに喜びや生きがいを感じることができまちづくりを進めるため、本市における今後 5 年間の子ども・子育て支援の方向性を示す「加古川市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画に掲げた「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまちづくり」を実現し、本市の未来を担うかけがえのない子どもたちの健やかな成長を地域社会全体で見守り、支えていくためには、行政と家庭、地域住民や関係団体、企業等が互いに連携を図りながら、子ども・子育て支援に取り組んでいくことが必要不可欠です。

子どもたちの輝く未来のため、今後とも皆様方のより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました「加古川市子ども・子育て会議」委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただきました多くの市民の皆様や関係者の方々に心からお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

加古川市長 岡田 康裕

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 子ども・子育て支援新制度の概要・・・・・・・・・・・・・・2
3. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念及び基本目標の設定にあたっての基本的な考え方・・・・・・・・10
2. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3. 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
4. 加古川市子ども・子育て支援事業計画体系図・・・・・・・・・・・・13

第3章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
2. 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における今後の量の見込み
の推計方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
3. 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定にあ
たっての基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
4. 各年度における「教育・保育」の「量の見込み」と「確保方策」・・・・・・・・19
5. 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保方
策」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制
の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
7. 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保・・51
8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策
との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用
環境の整備に関する施策との連携・・・・・・・・・・・・・・・・61

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画及び子ども・子育て支援施策の推進体制の充実・・・・・・・・・・・・63
2. 計画の達成状況や点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・63
3. 計画の見直しについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

第5章 参考資料

1. 我が国の少子化の状況	64
2. 本市の人口等の状況	64
3. 本市の「教育・保育」の利用状況	70
4. 本市の「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況等	72
5. アンケート調査の結果からみた本市の子ども・子育ての状況	76
6. 少子化対策のこれまでの取り組み	87
7. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る保育料	91
8. 加古川市子ども・子育て支援事業計画の策定経過	94
9. 加古川市子ども・子育て会議条例	97

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国における急速な少子化の進行や、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子ども・子育て家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化する中で、国では、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、平成 15 年に「少子化社会対策基本法」及び「次世代育成支援対策推進法」が成立し、社会全体、地域全体で子育て家庭を支援する取り組みを推進してきました。

本市においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「安心して子どもを生み、子育てに喜びを実感でき、子どもがすこやかに育つまち 加古川」の実現に向け、平成 17 年 3 月に「加古川市次世代育成支援行動計画」を、平成 22 年 3 月に「加古川市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、子育て支援に関する施策を総合的に推進してきたところです。

これまでの取り組みにより、本市における合計特殊出生率は、平成 17 年では 1.24 と過去最低であったのが、平成 22 年には 1.50 まで回復するなど、一定の成果が表れてきておりますが、現状の人口を維持できる水準である 2.08 を依然として下回っており、少子化の傾向は進行している状況と言わざるを得ません。

また、少子化の進行に伴う超高齢社会の到来や、厳しい経済状況が長く続く中で、女性の社会進出や積極的登用などにより、共働き家庭はますます増加している一方で、男性の長時間労働の割合は依然として高い水準を維持しており、仕事と子育ての両立を支援する環境の早急な整備が求められています。

こうした中で、家庭や学校、地域などのすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、社会全体で子ども・子育て支援を総合的に推進し、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的として、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が成立し、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格スタートします。

本計画は、子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の下で、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

2. 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」といいます。）とは、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法※」に基づき、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的とした制度のことで、平成 27 年 4 月から全国の市町村で本格スタートします。

※子ども・子育て関連 3 法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部改正法
- ③子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（1）新制度の内容

新制度では、各市町村が実施主体となり、地域の子育て家庭の状況や、幼児期の学校教育・保育（以下「教育・保育」といいます。）及び地域子ども・子育て支援事業の利用ニーズを把握し、地域の実情に応じた子育て支援を計画的に行うこととなります。

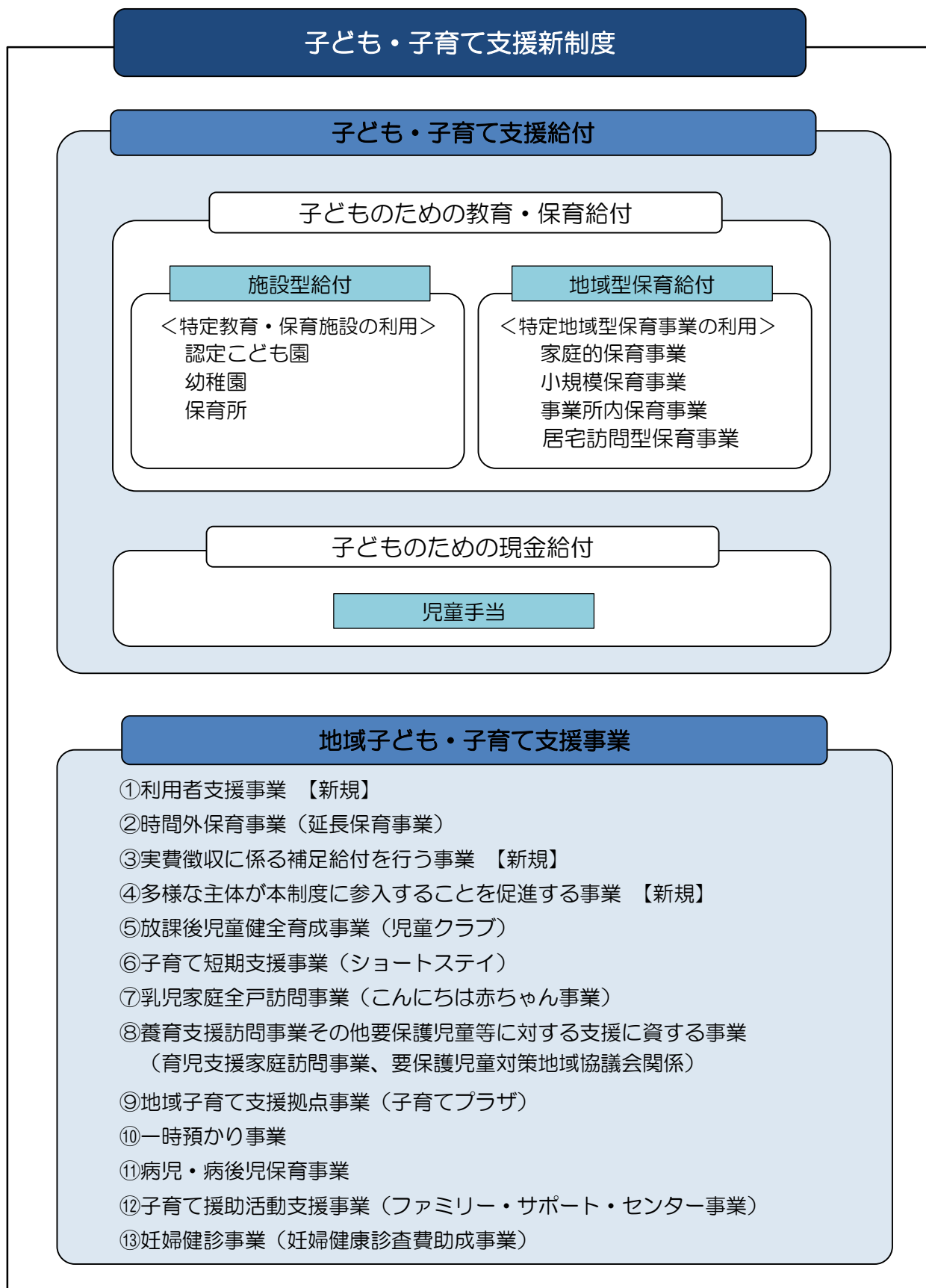
また、市町村には、計画的に取り組みを進めるため、新制度の開始から 5 年間で 1 期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、「質の高い教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援事業の充実」に向けて、必要な施策を着実に展開していくことが求められています。

新制度の内容

- ①質の高い教育・保育の総合的な提供
 - ・親の就労の状況にかかわらず、質の高い教育・保育を受けられる環境の整備
 - ・認定こども園の普及促進 など
- ②保育の量的拡大・確保
 - ・待機児童の解消に向けた計画的な整備
 - ・地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）の創設
 - ・多様な保育ニーズへの対応 など
- ③地域子ども・子育て支援事業の充実
 - ・地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実
 - ・利用者支援事業等の創設
 - ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）等、既存事業の充実 など

（２）新制度の全体像

新制度では、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」で構成される子ども・子育て支援サービスを提供します。



(3)「教育・保育施設」と「地域型保育事業」

①教育・保育施設

県の設置認可を受けた認定こども園、幼稚園、保育所

教育・保育施設の類型と利用対象

教育・保育施設	利用対象		認可権限
認定こども園	幼稚園機能	保育を必要としない3～5 歳児	県
	保育所機能	保育を必要とする0～5 歳児	
幼稚園	保育を必要としない3～5 歳児		
保育所	保育を必要とする0～5 歳児		

②地域型保育事業

新制度に伴い新たに創設された、少人数の単位で子どもを保育する事業

市が定める認可基準を満たした上で、市から事業認可を受け実施

市が定める認可基準

「加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」
「加古川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則」

地域型保育事業の類型等

地域型保育事業の類型	事業規模	利用対象	認可権限
家庭的保育事業	1～5 人	保育を 必要とする 0～2 歳児	市
小規模保育事業	6～19 人		
事業所内保育事業	(従業員の子ども以外) 1～20 人		
居宅訪問型保育事業	1 人		

(4)「特定教育・保育施設」と「特定地域型保育事業」

①「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」とは

教育・保育施設及び地域型保育事業のうち、子ども・子育て支援法に基づく公的な財政支援（施設型給付・地域型保育給付）の対象となる「教育」や「保育」を提供する施設又は事業者であるかどうかの「確認」を市から受けた施設・事業。

市から「確認」を受けた「特定教育・保育施設」及び「特定地域型保育事業」は、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の対象施設・事業者として、市が定めた基準に基づき、質の高い教育・保育を提供することとなります。

市が定める「確認」の基準

「加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」
「加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則」

②教育・保育施設及び地域型保育事業の認可・確認の関係

新制度では、教育・保育施設の認可については従来通り県が、地域型保育事業については市が行いますが、確認は全て市町村が行うこととなります。

教育・保育施設及び地域型保育事業の認可・確認の関係

施設及び事業の種類	認可権限	確認権限
教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所)	県	市
地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	市	市

(5)「子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）」

新制度の施行に伴い新たに創設された給付制度で、子どもの保護者が「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業者」の「教育・保育」を利用した際に、「施設型給付費」または「地域型保育給付費」を受けることができます。

ただし、給付費が確実に教育・保育に要する費用に充てられるよう、実際には保護者に代わって施設・事業者が受領する仕組みとなります（法定代理受領）。

子どものための教育・保育給付と対象施設・事業及び対象児童の関係

給付費の種類	対象施設・事業	対象
施設型給付費	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園、保育所※)	保育を必要としない3～5歳児 保育を必要とする0～5歳児
地域型保育給付費	特定地域型保育事業 (家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)	保育を必要とする0～2歳児

※私立保育所は当面の間、施設型給付の適用除外となり、従来通りの財政支援を行います。

⇒利用者は市と契約し、私立保育所には、市から運営費（委託費）を支払います。

(6) 支給認定

子どもの保護者が、「特定教育・保育施設」や「特定地域型保育事業者」の「教育・保育」を利用し、「施設型給付」及び「地域型保育給付」の給付を受けるには、利用する児童ごとに、市町村から「支給認定（保育の必要性の認定）」を受ける必要があります。

支給認定の区分

支給認定区分		認定要件	利用先
1号認定	教育標準時間認定	満3歳以上	認定こども園 幼稚園
2号認定	保育認定 (標準時間・短時間)	満3歳以上 保育の必要性の事由に該当	認定こども園 保育所
3号認定	保育認定 (標準時間・短時間)	満3歳未満 保育の必要性の事由に該当	認定こども園 保育所、地域型保育

(7) 保育の必要性の認定

支給認定のうち、2号及び3号の認定を受けるには、保育の必要性の事由に該当することが必要となります（保育の必要性の認定）。

また、認定にあたっては、保育を必要とする事由や時間等に応じて、市が「保育標準時間」か「保育短時間」のいずれかの設定を行うこととなります。

保育の必要性の事由及び保育の必要量（標準時間・短時間）

保育の必要性の事由	①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間など、基本的にすべての就労を含む） ②妊娠・出産 ③保護者の疾病、負傷、障がい ④同居又は長期入院等している親族の常時介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥継続的な求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得中に、既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
保育の必要量	①保育標準時間 フルタイム就労を想定した利用時間（最長 11 時間） （例：1 カ月あたり概ね 120 時間以上の就労） ②保育短時間 パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間） （例：1 カ月あたり 48 時間以上 120 時間未満の就労）

(8) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法第 59 条の規定により、各市町村が地域の実情やニーズに応じて行うものとされた 13 事業のことで、アンケート調査等の結果により算出した「量の見込み（利用に関するニーズ量）」に対して、市は必要な提供体制を計画的に整備することが求められています。

地域子ども・子育て支援事業一覧

対象事業	事業内容
利用者支援事業	【新規事業】 新制度の実施に伴い、保護者が多様化する子ども・子育て支援事業から適切な選択ができるよう、わかりやすい情報提供や利用にあたっての支援を行う事業
時間外保育事業	【既存事業】 延長保育補助事業 保育の必要性の認定を受けた子どもが、通常の利用日や時間帯以外の日や時間において時間外保育を受けたものに対して助成を行う事業

対象事業	事業内容
実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	【新規事業】 支給認定を受けた子どもが教育・保育を受ける際に、教育・保育施設等に支払う日用品や文房具、その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等に対して、その世帯の所得状況に応じて助成を行う事業
多様な主体が本 制度に参入する ことを促進する 事業	【新規事業】 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他多様な事業者の能力を活用した施設設置及び運営を促進するための取り組みを行う事業
放課後児童健全 育成事業	【既存事業】児童クラブ 保護者が就労などの理由で昼間家庭にいない児童（小学生）に対して、放課後に小学校の余裕教室や敷地内のプレハブ専用教室などを活用して適切な遊びや生活の場を与え、その保護と健全な育成を図る事業 児童福祉法の改正により、これまで３年生までが対象であったのが、地域のニーズに応じて６年生まで対象となりました
子育て短期支援 事業	【既存事業】子育て家庭ショートステイ事業 保護者の疾病等の理由で家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で必要な保護を行う事業
乳児家庭全戸訪 問事業	【既存事業】母子訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業） 市内の全ての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業
養育支援訪問事 業その他要保護 児童等に対する 支援に資する事 業	【既存事業】育児支援家庭訪問事業、要保護児童相談事業 乳児家庭全戸訪問事業の実施などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童や、保護者に監護させることが不適當であると認められる家庭、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、保健師の訪問による養育に関する相談、指導、助言や、子育てヘルパーの派遣による家事・育児等の援助を行う事業
地域子育て支援 拠点事業	【既存事業】加古川駅南・東加古川子育てプラザ 乳幼児とその保護者が気軽に交流できる場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言等を行う事業
一時預かり事業	【既存事業】一時預かり補助事業 保護者の急な用事や短期のパートタイム就労などの理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を保育所等で一時的に預かる事業 新制度では、幼稚園での在園児を対象とした預かり保育も当該事業として位置づけられました

対象事業	事業内容
病児・病後児保育事業	【既存事業】病児・病後児保育補助事業 病気や病後の乳幼児を、家庭で保育できない場合に、保育所や認定こども園、病院等の施設において保育を行う事業
子育て援助活動支援事業	【既存事業】ファミリー・サポート・センター運営事業 「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育てを援助したい人（提供会員）」を登録し、地域の中で行われる育児援助のボランティア活動をサポートする事業
妊婦健診事業	【既存事業】妊婦健康診査費助成事業 妊婦やお腹の赤ちゃんの健康を守り、安心して出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成する事業 (母子健康手帳交付時に助成券 14 枚を交付)

(9) 地方版子ども・子育て会議

新制度では、各市町村が計画の策定や子育て支援事業の実施、計画の達成状況の点検・評価等を行うのにあたり、これらが地域の実情やニーズを踏まえ実施されることを担保するため、各市町村では、子どもの保護者、事業主・労働者の代表者、子育て支援事業の従事者、学識経験者等で構成する「地方版子ども・子育て会議」を設置するよう努めることとされ、子育て当事者や子育て支援関係者の意見が反映されるような仕組みづくりが行われています。

このため、本市においても、平成 25 年 11 月に「加古川市子ども・子育て会議」を設置し、同会議での様々なご意見を反映させながら、本計画を策定しました。

加古川市子ども・子育て会議の委員構成

区分	構成員
子どもの保護者	0 歳から小学生の子どもの保護者から公募により選出
事業主を代表する者	私立幼稚園及び私立認可保育所の代表者
労働者を代表する者	労働者団体の代表者
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	子育て支援事業を実施する関係団体の従事者
子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	大学教授、小学校長
関係行政機関の職員	公立幼稚園及び公立保育所の所管部局代表者
その他市長が必要と認める者	民生児童委員及び P T A の代表者

3. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、同法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえ、策定するものです。

(2) 関連計画との整合

本計画は、本市の最上位計画である「加古川市総合計画」をはじめ、「加古川市地域福祉計画」、「加古川市母子家庭等自立促進計画」、「加古川市男女共同参画行動計画」、「加古川市障害者福祉長期計画」、「かこがわ教育ビジョン（加古川市教育振興基本計画）」など、相互に関連する他の計画と整合性を図ります。

(3) 計画の対象

新制度では、地域及び社会全体が全ての子どもの健やかな成長を保障するという目的を共有し、各々の役割を果たすことが必要であるとの観点から、本計画の対象は、子ども、子育て家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政等、地域社会を構成する全ての個人及び団体とします。

4. 計画の期間

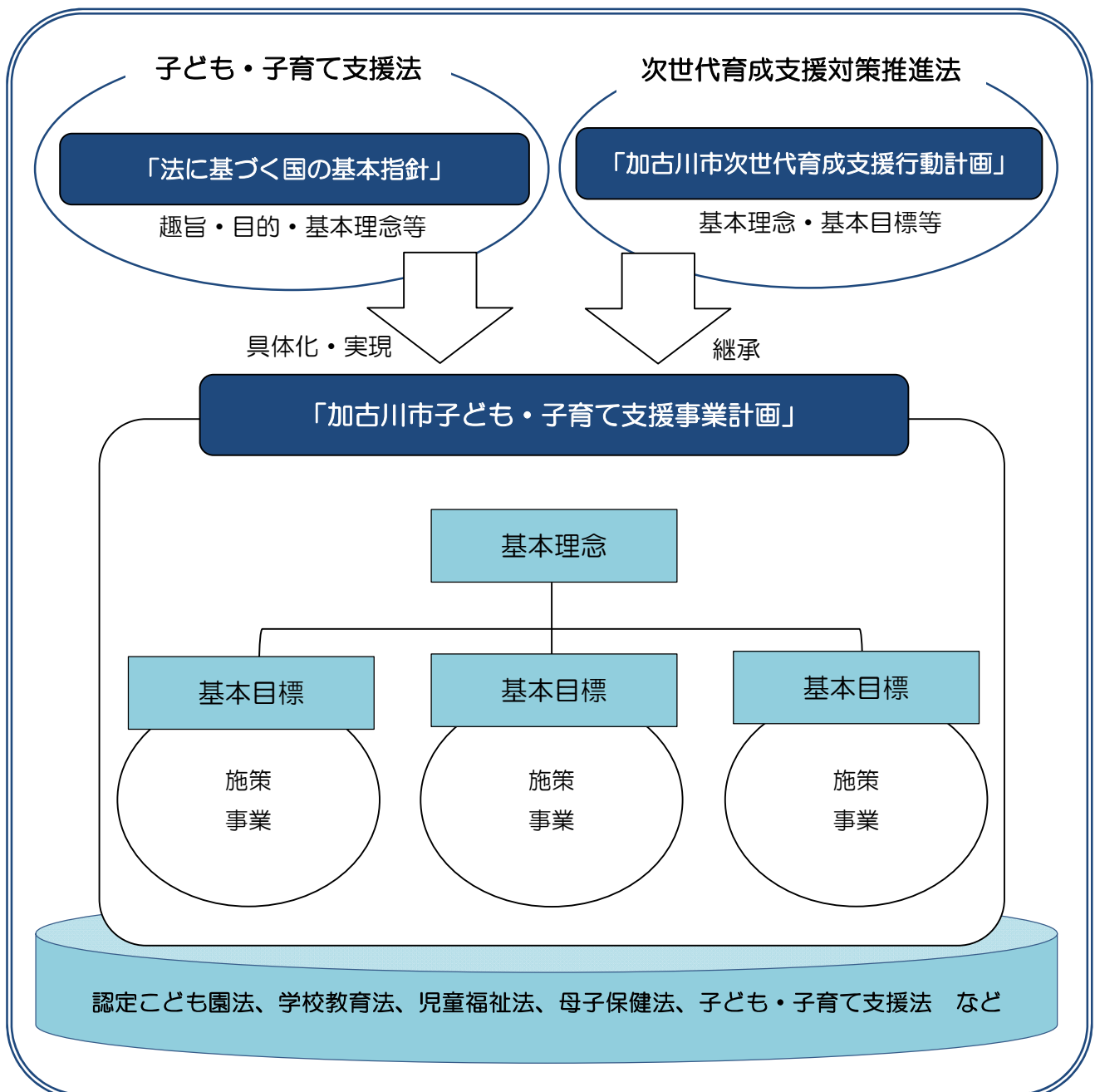
本計画の期間は、新制度がスタートする平成27年度を初年度として、平成31年度までの5年間の計画とします。

平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
策定	加古川市次世代育成支援後期行動計画									
					策定	加古川市子ども・子育て支援事業計画				

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念及び基本目標の設定にあたっての基本的な考え方

本市では、これまでの子育て支援施策の展開にあたって、その方向性を定めていた「加古川市次世代育成支援行動計画」の基本理念や基本目標を継承しつつ、子ども・子育て支援法で規定される基本理念や、同法に基づく「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「国基本指針」といいます。）」で掲げられている新制度の趣旨・目的などを具体化し、実現していくことを踏まえ、「加古川市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念や基本目標を設定しています。



2. 基本理念

基 本 理 念

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川
～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもやその保護者の幸せにつながることはもとより、将来の社会の担い手を育成することの基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

「子ども・子育て支援法」や「国基本指針」では、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目的として、第一義的には父母その他の保護者が子育てに対して責任を持つという基本的認識を前提としつつ、子ども・子育て支援が、家庭や学校、地域などのすべての人々によって、相互に協力して行われなければならないとされています。

このことを踏まえ、本市では、「誰もがこのまちで子育てをしたい」、「子どもを育てるなら加古川市に住みたい」と思っただけのようなまちづくりを目指し、行政として地域のニーズに応じた子ども・子育て支援を質・量ともに充実させる取り組みを進めるとともに、家庭や学校、地域などのすべての人々が協働して子育てを支えあい、未来を担うかけがえのない存在である子どもの健やかな成長を見守りはぐくんでいく社会を実現するため、本計画の基本理念を「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」とします。

3. 基本目標

「子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川」の実現に向け、本市では、子育て支援を行う上で重要な３つの視点から次のとおり基本目標を設定し、事業計画を進めます。

基本目標（１）

【親、保護者の視点】

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

子育てにおいて、子どもの保護者自身が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができることは、より良い親子関係を形成し、ひいては子どものより良い育ちや健やかな成長を実現するものであることから、基本目標（１）を「親・保護者の視点」に基づく「安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり」と設定します。

この「親・保護者の視点」に立ち、子育てに対する不安や孤立感を和らげるための相談体制の充実や、親同士が気軽に交流できる場の充実、安心して子どもを預けられる環境の整備などに取り組んでいきます。

基本目標（２）

【子どもの視点】

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

子育て支援においては、「子どもの最善の利益」が実現されるよう、子どもの視点に立って教育・保育や子育て支援事業を実施することが重要であり、その内容や水準が良質かつ適切なものであることが求められることから、基本目標（２）を「子どもの視点」に基づく「子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり」と設定します。

子どもの発達には、乳児期、幼児期、そして学齢期へと、連続性を有するものであるとともに、個人差が大きいものであることから、「子どもの視点」に立ち、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育の提供や子育て支援の充実に取り組んでいきます。

基本目標（３）

【支えあいの視点】

社会全体で子育てを支えるまちづくり

子どもが健やかに成長することのできる社会の実現には、親・保護者といった家庭のみならず、行政や学校、地域、職域その他の社会のあらゆる人が、それぞれの役割を果たし、相互に協力して子育てを支えていくことが重要であることから、基本目標（３）を「支えあいの視点」に基づく「社会全体で子育てを支えるまちづくり」と設定します。

この「支えあいの視点」に立ち、次代の親となる学生や多くの知恵を有するシニアの方々をはじめとする地域の子育てボランティアの発掘・育成や、地域の相互協力の中で行う子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）などの充実を図ります。また、雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の周知・啓発など、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進にも取り組んでいきます。

4. 加古川市子ども・子育て支援事業計画体系図

基本理念

子育てをみんなで支えあい、子どもが健やかに成長することができるまち加古川
～子育てするなら加古川市といわれるまちをめざして～



基本理念の実現に向けた3つの視点に基づく基本目標の設定

基本目標（1）

【親、保護者の視点】

安心して子どもを生み、子どもや子育てに喜びや生きがいを実感できるまちづくり

基本目標（2）

【子どもの視点】

子どもが心身ともに健やかに育つまちづくり

基本目標（3）

【支え合いの視点】

社会全体で子育てを支えるまちづくり



3つの視点に基づく基本目標の達成に向けた事業の実施
⇒教育・保育提供区域ごとの「量」と「質」の確保

教育・保育事業

- 教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- 地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）

地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）
- 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- 地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）
- 一時預かり事業
- 病児・病後児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- 妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）

その他の取り組み（任意記載事項等）

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携（児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実）
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携（ワーク・ライフ・バランス） など

第3章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案した「教育・保育提供区域」を設定し、区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業における量の見込みや提供体制の確保方策等を定めることとされています。

また、国基本指針では、教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、その事業展開や利用状況が異なる場合においては、地域の実態に応じて、区分または事業ごとに設定することができるものとされています。

これらを踏まえ、本市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域は、次のとおり定めることとします。

(1) 教育・保育に関する教育・保育提供区域

本市では、地理的条件として、市域を縦断し、日常生活において大きな影響を与える加古川があります。また、子どもの人口推移をみると、増加傾向にある地域と、減少傾向にある地域があり、地域によってその状況は大きく異なっています。

これらを総合的に勘案し、本市の教育・保育に関する教育・保育提供区域を次のとおり3区域で設定します。

教育・保育に関する教育・保育提供区域

区域	区域に含まれる小学校区
A	加古川、鳩里、氷丘、氷丘南、若宮、尾上、浜の宮、別府、別府西、平岡、平岡東、平岡南、平岡北、野口、野口南、野口北
B	神野、陵北、八幡
C	川西、東神吉、東神吉南、西神吉、志方、志方東、志方西、平荘、上荘

(2) 地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域

本市においては、既存の地域子ども・子育て支援事業の多くが、市全域で事業展開し、広域での利用が行われていることから、市全域を1つの区域として設定することを基本とし、事業展開の異なる事業については、個別で適切な区域を設定します。

地域子ども・子育て支援事業に関する教育・保育提供区域

事業名	区域	設定にあたっての理由・考え方
利用者支援事業 実費徴収補助事業 新規参入促進事業	1 区域 (市全域)	新制度において新たに創設される 3 事業は、市域を細分化して実施する事業ではないため、市域を 1 つの区域として設定する。
時間外保育事業 (延長保育事業)	3 区域	教育・保育施設の在園児が対象であり、教育・保育の提供と合わせて検討する必要があることから、教育・保育の 3 区域と合わせた設定とする。
放課後児童健全育成事業 (児童クラブ)	28 区域 (小学校区)	各児童クラブの利用は、各小学校の在校児童が対象となるため、28 小学校区を区域の単位として設定する。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	1 区域 (市全域)	利用できる児童養護施設等が市内各地に存在するわけではなく、本庁への申込みを通じて、広域での利用がなされていることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	1 区域 (市全域)	対象者に対する訪問は、本庁から市域全体で実施しているものであることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
養育支援訪問事業	1 区域 (市全域)	訪問等の支援は本庁から市域全体に実施しているものであることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
地域子育て支援拠点事業 (子育てプラザ)	1 区域 (市全域)	地域子育て支援拠点事業として運営している加古川駅南及び東加古川の両子育てプラザは、現在の利用形態として、地域を区切って利用されているわけではなく、市域内で広域的に利用されていることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
一時預かり事業	1 区域 (市全域)	保育所で実施している一時預かりは、在園児以外の広域的な利用も多く、市域全体で検討する必要があることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
病児・病後児保育事業	1 区域 (市全域)	現在も市域全体での広域利用を想定した事業実施となっており、市域全体で検討する必要があることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	1 区域 (市全域)	1 カ所設置している事務局から、市域全体の登録や利用調整などを実施していることから、市全域を 1 つの区域として設定する。
妊婦健診事業 (妊婦健康診査費助成事業)	1 区域 (市全域)	妊婦健診に係る助成は、3 市 1 町（加古川市、明石市、高砂市、稲美町）にある協力医療機関のほか、すべての医療機関で受けたものを対象としていることから、市全域を 1 つの区域として設定する。

《教育・保育提供区域》



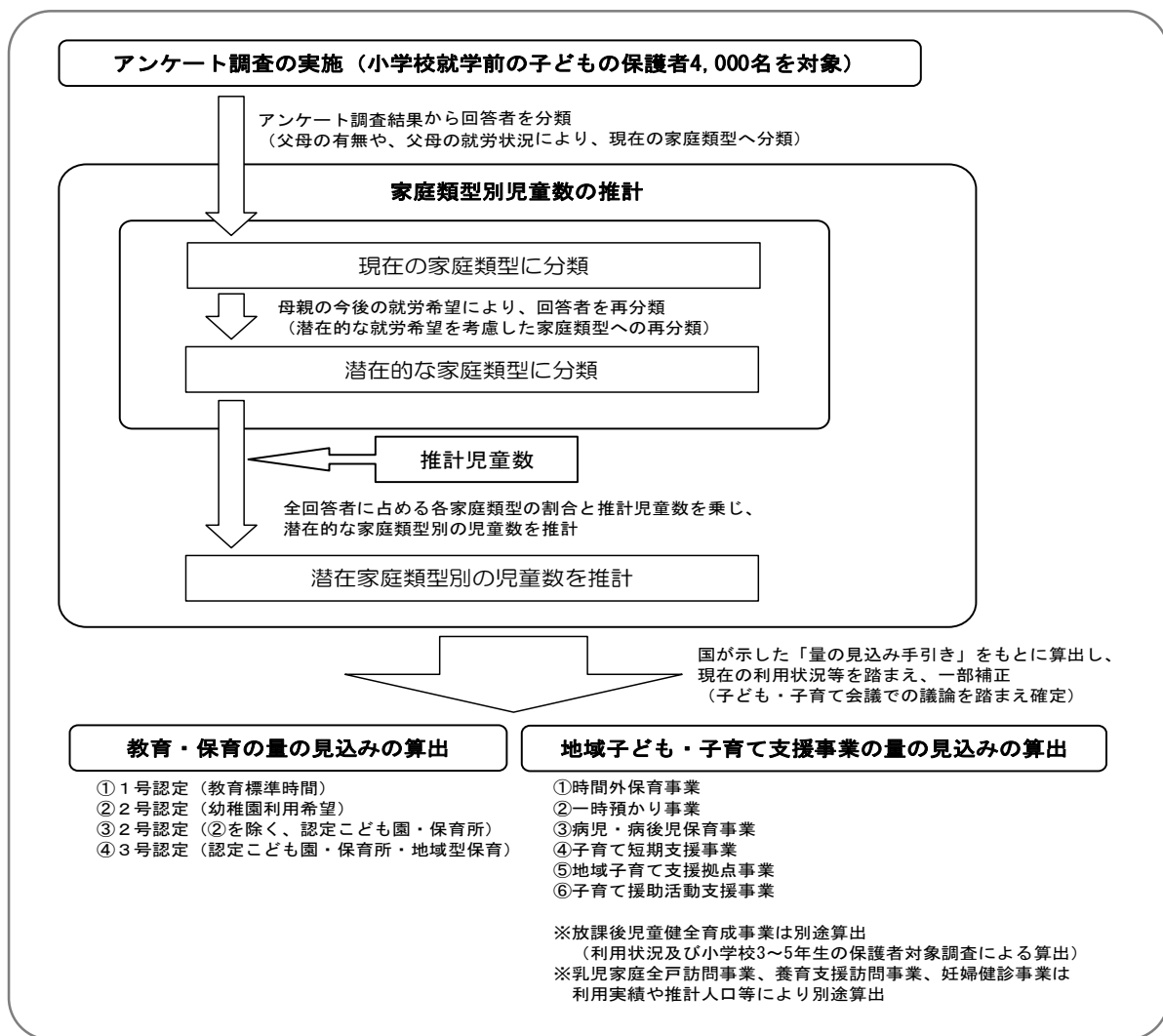
※「教育・保育提供区域」は、「量の見込み」と「提供体制」の、いわゆる需給バランスを図るための基準となるものですが、利用者の区域を超えた利用を妨げるものではなく、従来通り区域を越えた利用は可能です。

2. 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における今後の量の見込みの推計方法

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する今後の量の見込みは、「国基本指針」及び「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き（以下、「量の見込みの手引き」といいます。）」に基づき、小学校就学前の子どもの保護者を対象としたアンケート調査の結果をもとに算出し、本市の現在の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や事業展開等を勘案しながら、加古川市子ども・子育て会議での意見を踏まえ、推計を行いました。

ただし、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）については、近年の低学年（1～3年生）での利用希望者の急増や、高学年（4～6年生）の受入れを現在実施していない中で、より実態に応じたニーズ量の推計を行う必要があることから、低学年の量の見込みについては、近年の児童数に占める入所児童数の上昇割合をもとに推計し、高学年については「量の見込みの手引き」に基づき、市内全小学校（28校）の3～5年生の児童の全保護者を対象として実施した利用意向調査の結果や、近隣他市町の高学年での利用状況も踏まえ、推計しました。

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法



3. 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定にあたっての基本的な考え方

「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の各年度における「量の見込み」に対応するために実施しようとする「提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」といいます。）」は、子ども・子育て支援法及び国基本指針の規定に基づき、次のとおり定めることとなります。

子ども・子育て支援法及び国基本指針における確保方策の設定にあたっての基本的な考え方

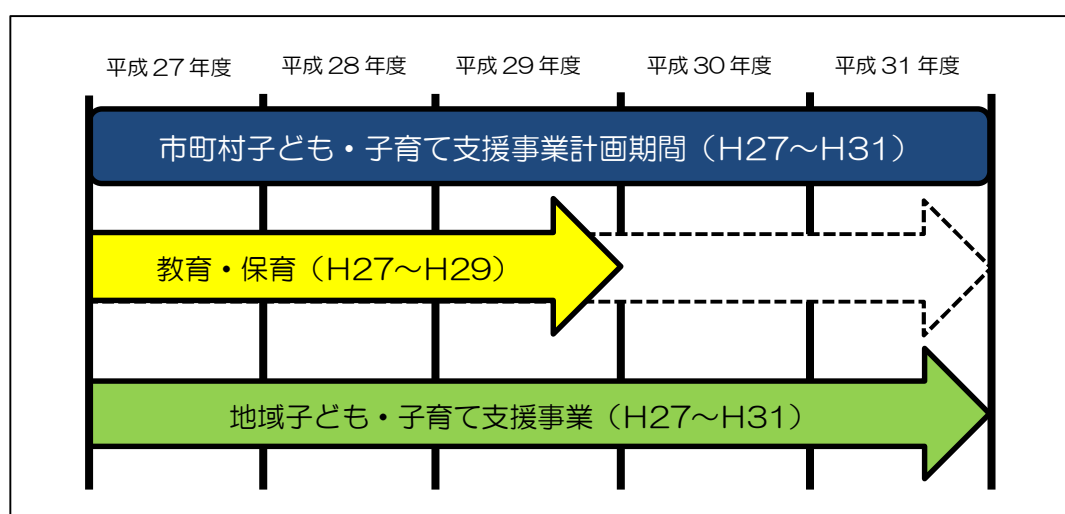
（１）教育・保育の確保方策

平成 29 年度末（「待機児童解消加速化プラン」の目標年次）までに、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指します。

ただし、教育・保育の質の向上に向けた取り組みや、今後の状況に応じた必要な提供体制の整備については、平成 29 年度末以降も継続していきます。

（２）地域子ども・子育て支援事業の確保方策

平成 31 年度末までに量の見込みに対応する提供体制を確保することを目指します。



4. 各年度における「教育・保育」の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 教育・保育の提供体制の確保にあたっての支給認定と施設・事業の関係

教育・保育の提供体制の確保にあたっては、子どもの保護者が市から受ける支給認定の区分（1～3号）ごとの量の見込みに対して、各区分に応じて利用できる教育・保育施設及び地域型保育事業で必要な提供体制を整備していくこととなります。

支給認定と利用できる施設・事業の関係

保育の必要性の認定		利用希望	利用できる教育・保育施設等			
			認定こども園	幼稚園	保育所	地域型保育事業
1号認定	保育を必要としない 3～5歳児	教育	○	○		
2号認定	保育を必要とする 3～5歳児	教育	○	○		
		保育	○		○	
3号認定	保育を必要とする 0～2歳児	保育	○		○	○

※幼稚園には「確認を受けない幼稚園」も含む。

(2) 教育・保育にかかる確保方策の方向性

新制度では、消費税率の引上げによる財源を基に、教育・保育や地域の子ども・子育て支援の充実を図る取り組みが実施されることから、本市における教育・保育の確保方策については、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保され、子ども及びその保護者が必要な給付や支援を受けられるよう、以下の方向性で必要な提供体制を計画的に整備していきます。

平成 29 年度末までに教育・保育の提供体制の確保を目指す

①認可外保育施設の新制度への移行

現在、認可外保育施設を利用する子ども及びその保護者については、新制度移行後も給付を受けることができないことから、当該利用者が給付や支援の対象となるよう、市は、希望する認可外保育施設の事業者に対して、給付及び支援の対象となる教育・保育施設及び地域型保育事業への移行を支援します。

②既存施設の活用

幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園への移行や、恒常的に利用児童数が定員を超過する場合の定員の見直しなど、市は、既存施設の活用を推進します。

③新規施設などの整備

認可外保育施設の新制度への移行や、既存認可施設の活用によって提供体制が確保できない場合、市は、地域の特性やニーズを踏まえ、教育・保育施設及び地域型保育事業の新規施設などの整備を進めます。

(3)『教育』に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 区域 A

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が増加傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（提供体制の不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	1 号認定 (教育標準時間)		2,332	2,314	2,274	2,248	2,263
	2 号認定 (教育利用希望)		236	235	231	228	230
①量の見込み合計			2,568	2,549	2,505	2,476	2,493

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	2,114	1,449	1,609	1,724	1,840	1,840
	(確認を受けない幼稚園)		665	665	665	665	665
	②小 計		2,114	2,274	2,389	2,505	2,505

各年度で確保する定員数	1) 認可外保育施設の新制度への移行					
	認可外保育施設の認定こども園への移行	90	30	0	0	0
	2) 既存施設の活用					
	認可保育所の認定こども園への移行	0	10	60	0	0
	公立幼稚園の定員の見直し	70	35	35	0	0
	3) 新規施設などの整備					
	認定こども園の新設	0	40	21	0	0
	③小 計	160	115	116	0	0
④定員数合計 (②+③)		2,274	2,389	2,505	2,505	2,505

量の見込みと定員数の差 (④-①)	△294	△160	0	29	12
-------------------	------	------	---	----	----

※26 年度は平成 26 年5月1 日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

2) 区域B

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（提供体制の不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1号認定 (教育標準時間)		157	158	162	163	160
	2号認定 (教育利用希望)		0	0	0	0	0
①量の見込み合計			157	158	162	163	160

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	105	105	105	135	163	163
	(確認を受けない幼稚園)		0	0	0	0	0
	②小計		105	105	135	163	163

各年度で確保する定員数	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	0	30	0	0	0	0
	認定こども園の定員の見直し	0	0	28	0	0	0
	③小計	0	30	28	0	0	0
④定員数合計 (②+③)		105	135	163	163	163	163

量の見込みと定員数の差 (④-①)	△52	△23	1	0	3
-------------------	-----	-----	---	---	---

※26年度は平成26年5月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

3) 区域C

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- 現状の提供体制が量の見込みを上回っている（提供体制の確保済み）

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量 の 見 込 み	1 号認定 (教育標準時間)		355	338	339	336	346
	2 号認定 (教育利用希望)		96	92	92	91	94
①量の見込み合計			451	430	431	427	440

年 度 当 初 定 員 数	特定教育・保育施設 (認定こども園、幼稚園)	590	390	400	415	415	415
	(確認を受けない幼稚園)		200	200	200	200	200
	②小 計		590	600	615	615	615

各 年 度 で 確 保 す る 定 員 数	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	10	15	0	0	0	0
	③小 計	10	15	0	0	0	0
④定員数合計 (②+③)		600	615	615	615	615	615

量の見込みと定員数の差 (④－①)	149	185	184	188	175
-------------------	-----	-----	-----	-----	-----

※26 年度は平成 26 年5月1 日現在の定員数

※提供体制の適正化を図ります。

(4)『保育』に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 区域 A

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が増加傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（提供体制の不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	2号認定 (保育希望)		2,439	2,423	2,371	2,340	2,358
	3号認定		1,929	1,944	1,980	1,980	1,980
①量の見込み合計			4,368	4,367	4,351	4,320	4,338

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	2,323	2,323	2,798	3,664	4,153	4,153
	特定地域型保育事業		0	59	160	198	198
	②小 計		2,323	2,857	3,824	4,351	4,351

各年度で確保する定員数	1) 認可外保育施設の新制度への移行						
	認可外保育施設の認定こども園への移行	420	143	0	0	0	0
	認可外保育施設の認可保育所への移行	0	58	0	0	0	0
	認可外保育施設の地域型保育事業への移行	21	63	0	0	0	0
	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	0	40	△30	0	0	0
	認定こども園の定員の見直し	0	45	0	0	0	0
	認可保育所の定員の見直し	55	220	219	0	0	0
	3) 新規施設などの整備						
	認定こども園の新設	0	180	180	0	0	0
	認可保育所の新設	0	180	120	0	0	0
	地域型保育事業の新設	38	38	38	0	0	0
	③小 計	534	967	527	0	0	0
	④定員数合計 (②+③)	2,857	3,824	4,351	4,351	4,351	4,351

量の見込みと定員数の差 (④-①)	△1,511	△543	0	31	13
-------------------	--------	------	---	----	----

※26 年度は平成 26 年 4 月 1 日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

2) 区域B

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（提供体制の不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2号認定 (保育希望)		389	391	401	403	395
	3号認定		195	192	194	194	194
①量の見込み合計			584	583	595	597	589

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	485	485	530	565	597	597
	特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
	②小計		485	530	565	597	597

各年度で確保する定員数	2) 既存施設の活用					
	認可保育所の認定こども園への移行	0	△15	0	0	0
	認定こども園の定員の見直し	0	30	32	0	0
	認可保育所の定員の見直し	45	20	0	0	0
	③小計	45	35	32	0	0
④定員数合計 (②+③)		530	565	597	597	597

量の見込みと定員数の差 (④-①)	△54	△18	2	0	8
-------------------	-----	-----	---	---	---

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

3) 区域C

①特性

- 過去5年間の就学前児童数が減少傾向にある
- 量の見込みが現状の提供体制を上回っている（提供体制の不足）

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人)

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	2号認定 (保育希望)		626	595	596	591	609
	3号認定		394	406	416	416	416
①量の見込み合計			1,020	1,001	1,012	1,007	1,025

年度当初定員数	特定教育・保育施設 (認定こども園、保育所)	833	833	893	958	1,025	1,025
	特定地域型保育事業		0	0	0	0	0
	②小計		833	893	958	1,025	1,025

各年度で確保する定員数	2) 既存施設の活用						
	認可保育所の認定こども園への移行	0	5	0	0	0	0
	認定こども園の定員の見直し	10	0	0	0	0	0
	認可保育所の定員の見直し	50	60	67	0	0	0
	③小計	60	65	67	0	0	0
④定員数合計 (②+③)		893	958	1,025	1,025	1,025	1,025

量の見込みと定員数の差 (④-①)		△127	△43	13	18	0	0
-------------------	--	------	-----	----	----	---	---

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

※供給過剰となる場合は、提供体制の適正化を図ります。

5. 各年度における「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保方策」

(1) 地域子ども・子育て支援事業にかかる確保方策の方向性

本市における地域子ども・子育て支援事業（13事業）の確保方策については、子ども・子育て支援法及び国基本指針の規定に基づき、平成31年度末までに提供体制を確保することを目指し、「量の確保」と「質の向上」に向け、以下の方向性で取り組みを進めていきます。

平成31年度末までに地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保を目指す

①「量の見込み（ニーズ量）」に対応した提供体制の確保

アンケート調査の結果等により算出した「量の見込み」に対応するため、新制度の施行にあたり創設された事業や、提供体制が不足している事業については、事業計画に基づき計画的な「量の確保」に向けた整備を行っていきます。

②地域の実情に応じた事業内容の充実

「量の見込み」に対応した提供体制を確保するだけでなく、地域の実情に応じた事業内容の充実など、「質の向上」に向けた取り組みを進めていきます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の各事業の方向性

上記の方向性を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の各事業では、次のとおり取り組みを進めていきます。

事業名	事業の方向性（「量の確保」・「質の向上」）
①利用者支援事業	○利用者支援専門員の配置（市役所庁舎内） ※利用者支援専門員…【国要綱より】医療・教育・保育施設や地域の子育て支援事業等に従事することが出来る資格を有している者や、地方公共団体が実施する研修を修了した者のほか、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者として市町村が認めた者 ○相談体制及び情報提供内容の充実やプライバシーへの配慮 ○施設、事業、市町村など地域の子育て支援に関わる関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制の構築
②時間外保育事業	○希望する保護者が利用できる環境の整備

事業名	事業の方向性（「量の確保」・「質の向上」）
③実費徴収に係る 補足給付を行う 事業	○対象者への確実な給付 ○対象者への事業に関する広報・周知
④多様な主体が本 制度に参入する ことを促進する 事業	○新規参入事業者に対する必要な指導・助言等の支援の実施 ○専門的な知識を有する巡回支援員の人材確保 ※巡回支援員…【国要綱より】各市町村において事業経験のある者（例：保育士OB等）で、新規参入事業者に対して事業運営や事業実施に関する相談・助言等を行うために必要な専門性を有する者
⑤放課後児童健全 育成事業	○学校施設の活用や建物の設置 ○民間事業者による事業の実施 ○児童1人あたりの面積の改善 ○1クラブあたりの児童数の適正化 ○研修の実施による支援員の資質向上
⑥子育て短期支援 事業	○緊急時（休日を含む）の利用ニーズへの対応の検討
⑦乳児家庭全戸訪 問事業	○児童虐待担当部署との月1回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
⑧養育支援訪問事 業	○乳児家庭全戸訪問及び乳幼児健診担当部署との月1回の連絡会議の実施 ○担当部署との綿密な情報交換による、専門的な育児支援を必要とする家庭の把握及び児童虐待の未然防止
⑨地域子育て支援 拠点事業	○加古川駅南・東加古川子育てプラザの利用促進に向けた広報 ○子育てに関する相談や講座、情報提供の充実
⑩一時預かり事業	○希望する保護者が利用できる環境の整備
⑪病児・病後児保育 事業	○病児保育の実施 ○事業の周知や利用しやすい仕組みの構築
⑫子育て援助活動 支援事業	○制度及び事業の周知 ○希望する保護者が利用しやすい環境の整備
⑬妊婦健診事業	○制度及び事業の周知 ○出産後の養育に支援が必要な妊産婦などへ対応するための、医療機関や市町村など関係機関との連携の充実

(3) 「利用者支援事業」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・事業未実施（新規事業）

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：か所）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		1	1	1	1	1
②確保方策	0	1	1	1	1	1
量の見込みと確保方策の差 （②—①）		0	0	0	0	0

※26 年度は未設置

(4) 「時間外保育事業（延長保育事業）」に関する区域ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 区域 A

①現状

- ・認定こども園 3 園（分園含む）、私立認可保育所 15 園（分園含む）の計 18 園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		1,171	1,171	1,170	1,164	1,168
②確保方策	1,888	1,943	2,028	1,998	1,998	1,998
量の見込みと確保方策の差 （②—①）		772	857	828	834	830

※26 年度は平成 26 年 4 月 1 日現在の定員数

2) 区域 B

①現状

- ・私立認可保育所 3 園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		107	107	108	109	108
②確保方策	485	530	565	597	597	597
量の見込みと確保方策の差 （②—①）		423	458	489	488	489

※26 年度は平成 26 年 4 月 1 日現在の定員数

3) 区域C

①現状

- ・認定こども園3園（分園含む）及び私立認可保育所4園の計7園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み		182	179	181	181	183
②確保方策	530	540	545	545	545	545
量の見込みと確保方策の差 （②－①）		358	366	364	364	362

※26年度は平成26年4月1日現在の定員数

（5）「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」に関する小学校区（28区域）ごとの「量の見込み」と「確保方策」

1) 加古川小学校

（単位：人）

		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年（1～3年生）		101	101	114	116	120
	高学年（4～6年生）		41	41	42	43	41
①量の見込み合計			142	142	156	159	161
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△46
	クラブの新設		0	0	0	0	120
	②小計		0	0	0	0	74
③定員数		116	116	116	116	116	190
量の見込みと定員数の差（③－①）			△26	△26	△40	△43	29

※26年度は平成26年度の受入可能人数（1～3年生）

2) 鳩里小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		139	147	154	161	172
	高学年（4～6 年生）		59	60	63	64	64
①量の見込み合計			198	207	217	225	236
確保方策	定員の見直し		0	0	△51	0	0
	クラブの新設		0	0	160	0	0
	②小計		0	0	109	0	0
③定員数		130	130	130	239	239	239
量の見込みと定員数の差（③－①）			△68	△77	22	14	3

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

3) 氷丘小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		111	116	118	127	129
	高学年（4～6 年生）		50	48	45	44	43
①量の見込み合計			161	164	163	171	172
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△47	0
	クラブの新設		0	0	0	120	0
	②小計		0	0	0	73	0
③定員数		119	119	119	119	192	192
量の見込みと定員数の差（③－①）			△42	△45	△44	21	20

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

4) 氷丘南小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		96	105	110	121	126
	高学年（4～6 年生）		32	32	34	36	37
①量の見込み合計			128	137	144	157	163
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△50
	クラブの新設		0	0	0	0	120
	②小計		0	0	0	0	70
③定員数		128	128	128	128	128	198
量の見込みと定員数の差（③－①）			0	△9	△16	△29	35

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

5) 若宮小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		73	67	70	68	70
	高学年（4～6 年生）		25	27	26	25	22
①量の見込み合計			98	94	96	93	92
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△25	0
	クラブの新設		0	0	0	80	0
	②小計		0	0	0	55	0
③定員数		64	64	64	64	119	119
量の見込みと定員数の差（③－①）			△34	△30	△32	26	27

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

6) 尾上小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		85	88	91	93	97
	高学年（4～6 年生）		36	37	37	39	38
①量の見込み合計			121	125	128	132	135
確保方策	定員の見直し		0	△25	0	0	0
	クラブの新設		0	80	0	40	0
	②小計		0	55	0	40	0
③定員数		64	64	119	119	159	159
量の見込みと定員数の差（③－①）			△57	△6	△9	27	24

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

7) 浜の宮小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		70	80	83	94	99
	高学年（4～6 年生）		29	28	28	28	30
①量の見込み合計			99	108	111	122	129
確保方策	定員の見直し		0	0	△26	0	0
	クラブの新設		0	0	80	0	40
	②小計		0	0	54	0	40
③定員数		66	66	66	120	120	160
量の見込みと定員数の差（③－①）			△33	△42	9	△2	31

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

8) 別府小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		63	66	68	71	70
	高学年（4～6 年生）		21	22	21	20	19
①量の見込み合計			84	88	89	91	89
確保方策	定員の見直し		0	0	△26	0	0
	クラブの新設		0	0	80	0	0
	②小計		0	0	54	0	0
③定員数		66	66	66	120	120	120
量の見込みと定員数の差（③－①）			△18	△22	31	29	31

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

9) 別府西小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		71	82	90	102	108
	高学年（4～6 年生）		37	34	32	31	34
①量の見込み合計			108	116	122	133	142
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△44	0
	クラブの新設		0	0	0	120	0
	②小計		0	0	0	76	0
③定員数		84	84	84	84	160	160
量の見込みと定員数の差（③－①）			△24	△32	△38	27	18

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

10) 平岡小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		71	76	77	75	75
	高学年（4～6 年生）		27	27	30	32	32
①量の見込み合計			98	103	107	107	107
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△22	0
	クラブの新設		0	40	0	35	0
	②小計		0	40	0	13	0
③定員数		57	57	97	97	110	110
量の見込みと定員数の差（③－①）			△41	△6	△10	3	3

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

11) 平岡東小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		104	116	129	145	156
	高学年（4～6 年生）		36	35	39	43	46
①量の見込み合計			140	151	168	188	202
確保方策	定員の見直し		0	0	△44	0	0
	クラブの新設		0	0	120	0	40
	②小計		0	0	76	0	40
③定員数		114	114	114	190	190	230
量の見込みと定員数の差（③－①）			△26	△37	22	2	28

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

12) 平岡南小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		77	81	85	92	96
	高学年（4～6 年生）		36	36	33	34	34
①量の見込み合計			113	117	118	126	130
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△42	0
	クラブの新設		0	0	0	120	0
	②小計		0	0	0	78	0
③定員数		82	82	82	82	160	160
量の見込みと定員数の差（③－①）			△31	△35	△36	34	30

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

13) 平岡北小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		92	98	97	99	103
	高学年（4～6 年生）		36	34	34	35	35
①量の見込み合計			128	132	131	134	138
確保方策	定員の見直し		0	△38	0	0	0
	クラブの新設		0	40	0	40	0
	②小計		0	2	0	40	0
③定員数		98	98	100	100	140	140
量の見込みと定員数の差（③－①）			△30	△32	△31	6	2

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

14) 野口小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		92	103	119	131	138
	高学年（4～6 年生）		43	42	42	43	46
①量の見込み合計			135	145	161	174	184
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△39
	クラブの新設		40	0	0	0	120
	②小計		40	0	0	0	81
③定員数		79	119	119	119	119	200
量の見込みと定員数の差（③－①）			△16	△26	△42	△55	16

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

15) 野口南小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		92	97	103	117	125
	高学年（4～6 年生）		38	36	39	39	39
①量の見込み合計			130	133	142	156	164
確保方策	定員の見直し		△44	0	0	0	0
	クラブの新設		76	0	38	0	40
	②小計		32	0	38	0	40
③定員数		84	116	116	154	154	194
量の見込みと定員数の差（③－①）			△14	△17	12	△2	30

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

16) 野口北小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		92	102	112	128	134
	高学年（4～6 年生）		31	31	33	36	38
①量の見込み合計			123	133	145	164	172
確保方策	定員の見直し		0	0	△46	0	0
	クラブの新設		0	0	80	40	0
	②小計		0	0	34	40	0
③定員数		121	121	121	155	195	195
量の見込みと定員数の差（③－①）			△2	△12	10	31	23

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

17) 神野小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		55	55	53	55	56
	高学年（4～6 年生）		31	28	27	25	23
①量の見込み合計			86	83	80	80	79
確保方策	定員の見直し		0	0	0	△25	0
	クラブの新設		0	0	0	40	0
	②小計		0	0	0	15	0
③定員数		65	65	65	65	80	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			△21	△18	△15	0	1

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

18) 陵北小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		61	59	53	54	62
	高学年（4～6 年生）		18	17	18	16	15
①量の見込み合計			79	76	71	70	77
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△25
	クラブの新設		0	0	0	0	40
	②小計		0	0	0	0	15
③定員数		65	65	65	65	65	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			△14	△11	△6	△5	3

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

19) 八幡小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		22	23	25	27	28
	高学年（4～6 年生）		13	13	12	12	11
①量の見込み合計			35	36	37	39	39
確保方策	定員の見直し		△25	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△25	0	0	0	0
③定員数		64	39	39	39	39	39
量の見込みと定員数の差（③－①）			4	3	2	0	0

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

20) 川西小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		68	71	67	64	62
	高学年（4～6 年生）		18	18	19	20	20
①量の見込み合計			86	89	86	84	82
確保方策	定員の見直し		0	△25	0	0	0
	クラブの新設		0	80	0	0	0
	②小計		0	55	0	0	0
③定員数		64	64	119	119	119	119
量の見込みと定員数の差（③－①）			△22	30	33	35	37

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

21) 東神吉小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		45	44	42	48	50
	高学年（4～6 年生）		15	14	15	13	12
①量の見込み合計			60	58	57	61	62
確保方策	定員の見直し		0	0	0	0	△27
	クラブの新設		0	0	0	0	40
	②小計		0	0	0	0	13
③定員数		67	67	67	67	67	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			7	9	10	6	18

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

22) 東神吉南小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		57	60	59	70	71
	高学年（4～6 年生）		23	22	24	24	24
①量の見込み合計			80	82	83	94	95
確保方策	定員の見直し		0	0	△26	0	0
	クラブの新設		0	0	80	0	0
	②小計		0	0	54	0	0
③定員数		66	66	66	120	120	120
量の見込みと定員数の差（③－①）			△14	△16	37	26	25

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

23) 西神吉小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		65	74	78	75	72
	高学年（4～6 年生）		20	19	20	20	21
①量の見込み合計			85	93	98	95	93
確保方策	定員の見直し		0	0	△25	0	0
	クラブの新設		0	0	78	0	0
	②小計		0	0	53	0	0
③定員数		64	64	64	117	117	117
量の見込みと定員数の差（③－①）			△21	△29	19	22	24

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

24) 志方小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		17	18	19	21	22
	高学年（4～6 年生）		9	9	9	9	9
①量の見込み合計			26	27	28	30	31
確保方策	定員の見直し		△27	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△27	0	0	0	0
③定員数		67	40	40	40	40	40
量の見込みと定員数の差（③－①）			14	13	12	10	9

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

25) 志方東小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		13	13	15	18	22
	高学年（4～6 年生）		5	4	4	4	3
①量の見込み合計			18	17	19	22	25
確保方策	定員の見直し		△25	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△25	0	0	0	0
③定員数		64	39	39	39	39	39
量の見込みと定員数の差（③－①）			21	22	20	17	14

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

26) 志方西小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		21	22	20	23	18
	高学年（4～6 年生）		7	7	7	6	6
①量の見込み合計			28	29	27	29	24
確保方策	定員の見直し		△26	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△26	0	0	0	0
③定員数		66	40	40	40	40	40
量の見込みと定員数の差（③－①）			12	11	13	11	16

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

27) 平荘小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		35	40	40	44	43
	高学年（4～6 年生）		10	9	10	10	10
①量の見込み合計			45	49	50	54	53
確保方策	定員の見直し		△27	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	40
	②小計		△27	0	0	0	40
③定員数		67	40	40	40	40	80
量の見込みと定員数の差（③－①）			△5	△9	△10	△14	27

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

28) 上荘小学校

(単位：人)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み	低学年（1～3 年生）		21	23	26	27	27
	高学年（4～6 年生）		8	8	8	7	7
①量の見込み合計			29	31	34	34	34
確保方策	定員の見直し		△25	0	0	0	0
	クラブの新設		0	0	0	0	0
	②小計		△25	0	0	0	0
③定員数		64	39	39	39	39	39
量の見込みと定員数の差（③－①）			10	8	5	5	5

※26 年度は平成 26 年度の受入可能人数（1～3 年生）

（6）「子育て短期支援事業（ショートステイ）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・0～2 歳未満児は乳児院（市外 3 施設）、2 歳児以上は児童養護施設（市内 2 施設及び市外 3 施設の計 5 施設）で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		280	280	280	280	280
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	280	280	280	280	280	280
	乳児院（市外 3 施設）及び児童養護施設（市内 2 施設、市外 3 施設）で実施					
量の見込みと確保方策の差 (②－①)		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 25 年度の利用実績

（７）「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・保健師、助産師及び看護師の訪問による子育て相談や必要な情報提供

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		2,448	2,448	2,448	2,448	2,448
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	2,368	2,448	2,448	2,448	2,448	2,448
	<実施機関>加古川市 <訪問の実施体制>34 人（保健師、助産師及び看護師）					
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 25 年度の対象者数

※量の見込みは推計児童数により算出

（８）「養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・保健師等の訪問による専門的な育児支援
- ・ヘルパーの派遣（委託）による家事援助

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人/年）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		30	30	30	30	30
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	30	30	30	30	30	30
	<実施機関>加古川市 <訪問の実施体制>2 人（保健師） <ヘルパー派遣の委託団体>2 事業者					
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 25 年度の利用実績

(9)「地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・加古川駅南子育てプラザ及び東加古川子育てプラザの2か所で実施
- ・子育てサークルの育成、各種講座の実施、子育て支援情報の提供や相談、助言など

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		77,532	77,532	77,532	77,532	77,532
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	77,528	77,532	77,532	77,532	77,532	77,532
	<実施体制> 加古川駅南子育てプラザ及び東加古川子育てプラザの2か所で実施					
量の見込みと確保方策の差 (②－①)		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 25 年度の利用実績

(10)「幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業（預かり保育）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・認定こども園2園、私立幼稚園1園及び公立幼稚園20園の計23園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量 の 見 込 み	1 号認定 (教育標準時間)		15,099	14,911	14,729	14,582	14,703
	2 号認定 (教育利用希望)		6,180	6,103	6,029	5,968	6,018
①量の見込み合計			21,279	21,014	20,758	20,550	20,721
確 保 方 策	公立幼稚園 (2 人×20 園×190 日)	13,828	7,600	7,600	7,600	7,600	7,600
	私立幼稚園 (平成 25 年度利用実績)		13,700	13,700	13,700	13,700	13,700
②確保方策合計			21,300	21,300	21,300	21,300	21,300
量の見込みと確保方策の差 (②－①)			21	286	542	750	579

※26 年度は平成 25 年度の利用実績

(11)「その他の一時預かり事業（保育所等）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・認定こども園 4 園（分園含む）及び私立認可保育所 15 園（分園含む）の計 19 園で実施。

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人/年）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		15,168	15,162	15,230	15,165	15,219
②確保方策 （現行の提供体制による実施）	23,180	23,180	23,180	23,180	23,180	23,180
量の見込みと確保方策の差（②－①）		8,012	8,018	7,950	8,015	7,961

※26 年度は平成 25 年度の定員数及び開所日数をもとに積算

(12)「病児・病後児保育事業」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・私立認可保育所 2 園及び公立認可保育所 1 園の計 3 園で実施

②各年度の量の見込みと確保方策

（単位：人/年）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		1,404	1,401	1,404	1,397	1,403
②年度当初の提供体制	1,952	1,952	2,440	2,440	2,928	2,928
③各年度で確保する提供体制 ※病児保育の実施		488	0	488	0	0
④年度末の提供体制（②＋③）		2,440	2,440	2,928	2,928	2,928
量の見込みと提供体制の差（④－①）		1,036	1,039	1,524	1,531	1,525

※26 年度は平成 25 年度の定員数及び開所日数をもとに積算

(13)「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・加古川市ファミリー・サポート・センターにおける依頼会員と提供会員の募集、育児援助活動の連絡調整や援助活動に関する講習などの実施

②各年度の量の見込みと確保方策

(単位：人/年)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み		5,928	5,928	5,928	5,928	5,928
②確保方策 (現行の提供体制による実施)	5,949	5,928	5,928	5,928	5,928	5,928
量の見込みと確保方策の差 (②—①)		0	0	0	0	0

※26 年度は平成 25 年度の利用実績

(14)「妊婦健診事業（妊婦健康診査費助成事業）」に関する「量の見込み」と「確保方策」

①現状

- ・協力医療機関（加古川市、明石市、高砂市、稲美町の 3 市 1 町にある 28 医療機関等）での妊婦健診に利用可能な助成券を配付（14 回、上限 70,000 円の助成）
- ・協力医療機関以外での健診費用についても、後日、利用者の申請により還付しており、すべての医療機関等での妊婦健診が助成の対象

②各年度の量の見込みと確保方策

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
①量の見込み	対象人数（人）		3,427	3,427	3,427	3,427
	健診回数（回/年）		26,388	26,388	26,388	26,388
②確保方策	対象人数（人）	3,650	3,427	3,427	3,427	3,427
	健診回数（回/年）	28,180	26,388	26,388	26,388	26,388
	現行の提供体制による実施	<助成対象となる健診の実施場所>妊婦健診を実施する医療機関等 <助成対象となる検査項目> 基本的な妊婦健診項目（各回）と各種医学的検査（血液検査、子宮頸がん検診（細胞診）、超音波検査、B 群溶血性レンサ球菌（GBS）、性器クラミジア）、その他必要な検査 <健診の実施時期>通年				
量の見込みと確保方策の差 (②—①)			0	0	0	0

※26 年度は、平成 25 年度の実績

※27 年度以降の対象人数は、推計児童数により算出した当該年度中に健診を受けることが見込まれる数

※妊娠期間の関係で 2 か年度にわたり健診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1 人」を計上

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

新制度において、子ども・子育て支援とは、「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提として、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を行うものとされています。

この子ども・子育て支援の意義を踏まえ、本市では、利用者支援事業等を活用した多様な子育て支援に関する情報提供や、子どもや子育てに関する相談体制の強化を図るとともに、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、「幼児期の学校教育・保育」や「地域子ども・子育て支援事業」の「量の拡大」と「質の向上」に計画的な取り組みを進め、乳幼児から学齢期まで切れ目のない総合的な子ども・子育て支援を行っていきます。

(1) 認定こども園の普及に係る本市の基本的考え方

新制度では、幼稚園及び保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園の普及を図っていくこととされています。特に、幼保連携型認定こども園については、法の改正により認可の手続きが簡素化され、学校及び児童福祉施設として1つの認可の仕組みとなるなど、新たな設置や既存の幼稚園・保育所から移行しやすい環境が整備されています。

本市においても、新制度の趣旨を踏まえ、地域の子どもを保護者の就労状況等で分けずに柔軟に受け入れることのできる認定こども園の普及を図ることとし、特に子どもの人口が減少傾向にある区域においては、既存施設を最大限に有効活用することで必要な教育・保育の提供体制を確保していく観点からも、当該施設への移行を希望する既存施設に対しては、移行に向けた必要な支援を行っていくこととします。

(2) 就学前教育・保育の「質の向上」に向けた取り組み

新制度では、質の高い教育・保育を総合的に提供することとされており、その実現にあたっては、教育・保育事業の従事者全体のさらなる質の向上を図るための取り組みを進めることが重要です。

本市ではこれまで、幼稚園と保育所での保育時間の違いがある中で、ともに質の高い就学前教育を提供するため、平成21年度に幼稚園・保育所共通の「加古川市就学前教育カリキュラム」を作成し、年齢ごとの教育・保育内容の統一や連続性を考慮した取り組みを進めてきたところですが、教育・保育事業の関係者の参画の下で、当該カリキュラムの内容や活用方法等の再点検及び見直しを行い、本市における子どもの健やかな成長を支援する就学前教育・保育のあり方を再度検討していきます。

また、幼稚園や保育所、幼稚園教諭や保育士といった、施設の類型や従事者などの枠

組みを超えた「就学前教育・保育合同研修」の実施など、教育・保育現場のさらなる「質の向上」に向けた取り組みを進めていきます。

このほか、教育・保育施設の設置者及び地域型保育事業者に対しては、本市が定める教育・保育事業の運営に関する基準の遵守を義務付け、施設型給付及び地域型保育給付の対象施設・事業者として、質の高い教育・保育を提供する体制や、子どもの保護者が安心して子どもを預けることができる体制の整備を求めています。

（３）保幼小連携のさらなる推進に向けた取り組み

近年、少子化や核家族化を背景として、子どもの様々な生活体験の機会の減少や家庭の孤立化をはじめ、兄弟姉妹の減少による異年齢の中で育つ機会の減少など、子どもの育ちをめぐる環境が変容しています。また、地域社会においても、地域コミュニティや人間関係の希薄化が進むなど、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中で、保育所・幼稚園から小学校へ、小学校から中学校へ進学していく際に、生活や学習、集団規模の違いなどの要因によって、子ども自身に「つまずき」や「戸惑い」が起こり、いわゆる「小１プロブレム」や「中１ギャップ」といった子どもの成長過程における様々な問題が生じています。

子どもの発達には、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることから、個々の発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を通じて、子どもの健やかな発達を支えていくことが重要です。

本市では、市内の１２中学校の各中学校区を一つの単位（ユニット）として、その地域の保育所、幼稚園、小学校、中学校が相互に連携し、家庭や地域とも連携を図りながら、子どもの連続した成長を支援していくための、中学校区連携「ユニット１２」の取り組みを進めています。

中学校区連携「ユニット１２」では、保育所・幼稚園や小学校等の学校園が「タテの連携」を図り、校種を越えた教職員や幼児・児童・生徒の交流活動の充実などを通して、就学前教育から学校教育へと連続した育ちや、一人一人の子どもの学びを大きく広げる取り組みを進めるとともに、地域や家庭と「ヨコの連携」を図り、ユニットだよりやポスター等による積極的な情報発信を行うことで、地域の子どもたちを地域全体で育てていく「地域総がかりの教育」を進めています。

この中学校区連携「ユニット１２」での取り組みを中心として、今後も保幼小連携の更なる推進に努めていきます。

7. 産後休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

子育て期の家庭において、0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりする状況がある中で、育児休業期間満了時からの保育所等の利用を希望する保護者が、1歳から保育を円滑に利用できるような環境の整備が重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、育児休業期間の満了により年度途中から保育を希望する保護者に対して、入所申込みや入所判定の時期等の配慮を行っています。

また、育児休業に伴う在園児の入所の取り扱いについて、本来は保護者が在宅となるため退園となるケースにおいて、児童の環境の変化に留意するため、継続して入所を承諾しているところです。

本市が行っている取り組み

取り組み	内 容
育児休業期間満了時からの入所希望に対する配慮	育児休業期間の満了に伴う、年度途中からの入所希望に対して、前年度に実施する年度当初（4月）の申込時期と同じ時期に申込みができるようにしています。 （入所を希望する前月に申込みを行う一般的な途中入所よりも、入所しやすい仕組み）
育児休業期間中の在園児の入所に対する配慮	育児休業により保護者が在宅となるため、本来は退園となる兄弟姉妹の在園児について、児童の環境の変化や保護者の出産後の育児負担に留意するため、最長で出産児童が1歳になる年の年度末まで入所を承諾しています。

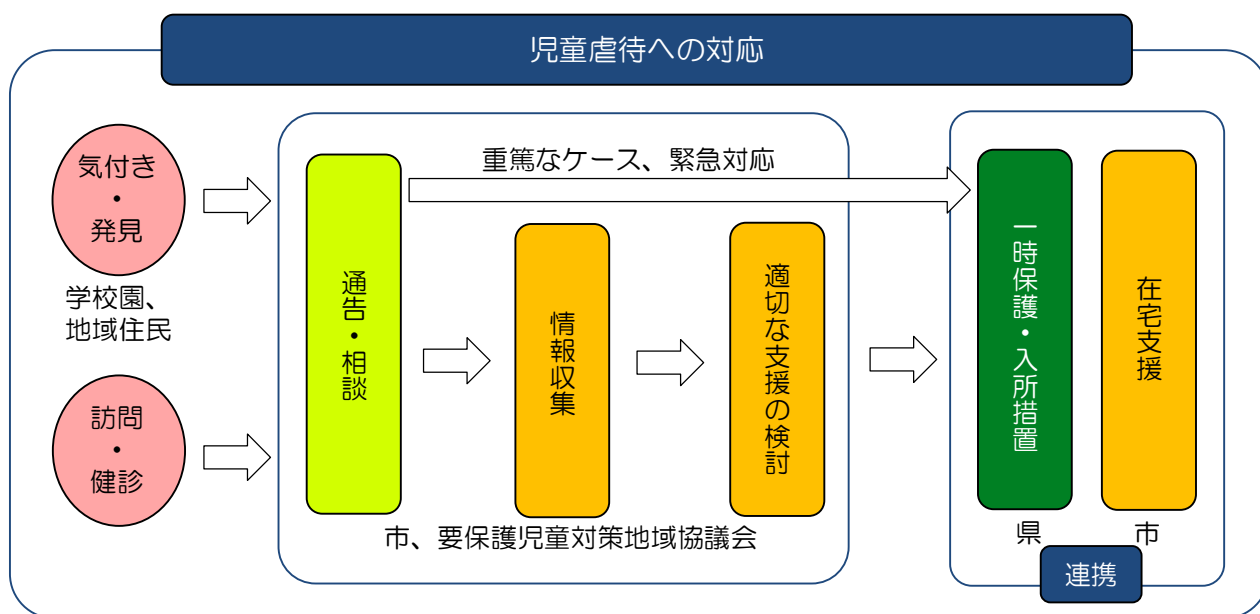
今後、産後の休業及び育児休業の期間満了時において、保育を希望する保護者が円滑に特定教育・保育施設等を利用できるよう、ニーズに応じた教育・保育施設や地域型保育事業の整備を計画的に進めるとともに、産前・産後及び育児休業期間中の保護者に対しては、利用者支援事業等により必要な情報の提供や相談支援を行えるよう体制を強化するほか、当該保護者の円滑な利用に向けた仕組みづくりを検討していきます。

8. 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携

(1) 児童虐待防止対策の充実

本市では、「児童虐待の早期発見」や「虐待通告に関する啓発活動」のほか、主に家庭への支援を行う「児童虐待への対応」や、重篤なケースに対する「兵庫県こども家庭センター（児童相談所）への情報提供及び協力対応」など、関係機関と連携しながら児童虐待の防止対策に取り組んでいます。

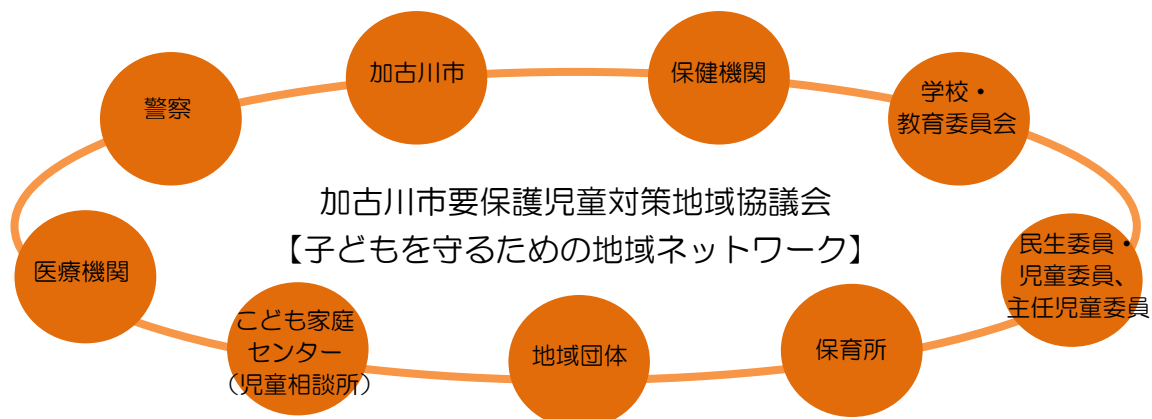
例えば、乳児家庭全戸訪問事業や健康診査等の実施の際に特別な支援を要すると判断した家庭や、学校園・近隣住民からの児童虐待に関する「気づき・発見」による「通告・相談」を受けた子ども及び家庭に対し、緊急対応が必要な場合は兵庫県こども家庭センターによる一時保護や児童施設入所などの措置に向けた対応を行うとともに、緊急性がそれほど高くないと判断した場合、必要な「情報収集」や「適切な支援の検討」を行った上で、調査や家庭訪問などを通じた「在宅支援」を行うなど、個々のケースに応じて適切な対応を行っています。



また、要保護児童の適切な保護や、要支援児童及び特定妊婦への適切な支援を図るため、児童虐待防止対策の調整機関として、関係機関で組織する「加古川市要保護児童対策地域協議会」を平成17年3月に設置し、代表者会議、連絡会議、実務者会議、事例検討会議（ケース会議）の4層で構成する会議の開催により、関係機関の連携・協力をはじめ、要保護児童等に関する情報交換及び支援内容の協議や、要保護児童等への対策に係る啓発活動その他対策に関することを協議しています。

児童虐待に関する業務に従事する相談員等の職員には、市町職員等を対象とした児童福祉司任用資格取得研修などの専門的な知識や技能を取得するための研修に参加させ、従事者の資質向上を図っていますが、これまで進めてきた取り組みを継続的に行うためにも、今後も専門的な知識や技能を有する人材を確保していくことが重要であり、安定的な人材の確保に向けた仕組みづくりを検討していきます。

加古川市要保護児童対策地域協議会の運営イメージ



加古川市要保護児童対策地域協議会での取り組み

代表者会議

代表者会議では、協議会の活動状況の報告や評価、啓発活動の検討など、連絡会議や実務者会議等が円滑に運営されるための環境整備に関する事項を協議しています。

連絡会議

連絡会議では、要保護児童等の実態把握や支援を行っている事例の総合的な把握のほか、要保護児童対策を推進するための研修会の開催や啓発活動を行っています。

実務者会議

実務者会議では、市の関係機関や兵庫県のこども家庭センターや健康福祉事務所、児童家庭支援センターに加え、専門的な（学術的な）見地から大学教授をスーパーバイザーとして招へいし、リスクの高い乳幼児や発達状況に問題のある児童、非行問題等の問題行動のある児童等についての進行管理を行っています。

事例検討会議（ケース会議）

事例検討会議（ケース会議）では、個別の要保護児童について、その子どもに直接関わりを有している担当者や、今後関わりを有する関係機関等の担当者により、ケースごとの状況や問題点、支援の経過などの情報を共有し、具体的な対応の検討や、支援の内容及びスケジュール（支援計画）などを決定しています。

一方、児童虐待に関して特別な権限を有し、専門員を配置する兵庫県こども家庭センター（児童相談所）では、より高度な専門的対応や法的対応が必要なケースに重点化しています。

例えば、市町の個別の児童家庭相談のケースに応じて、初期対応や行政権限の発動の必要性の判断も含めた技術的援助や助言を行うほか、市町では対応が困難なケースに対しては、立入調査等の権限を活用しつつ、子どもやその保護者への専門的な支援を行うとともに、緊急的な対応が必要な場合には、「一時保護」や児童施設入所などの「措置」を行っています。

兵庫県こども家庭センター（児童相談所）でのその他の取り組み

取り組み	内 容
児童虐待防止 24 時間ホットライン	虐待通告の窓口として、市町単独では難しい休日・夜間の対応も行えるよう、「児童虐待防止 24 時間ホットライン」を設置しています。
各種相談	「児童虐待」「家庭での養育困難」「発達・障がい」「非行や性格、しつけ」「不登校・いじめ」といった相談を受付しています。
児童福祉司任用資格取得研修の実施	市町職員等を対象とした児童福祉司任用資格取得研修を実施しています。

児童虐待の防止及び対策には、本市が児童委員や医療機関、学校園等の関係機関と連携し、共通の認識や役割分担の確認、情報交換を行いながら、早期発見及び早期対応に向けた取り組みを行うことが重要であり、加古川市要保護児童対策地域協議会を中心とする子どもを守る地域ネットワークの更なる強化に努めるとともに、特に専門的な知識及び技術を要する支援に関しては、兵庫県こども家庭センターと連携を図りながら、今後も個別のケースに応じて必要な対応を進めていきます。

（２）母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

本市ではこれまで、ひとり親家庭をめぐる様々な状況を踏まえ、その自立を支援するための施策等を総合的かつ計画的に展開するため、平成 17 年 3 月に「加古川市母子家庭等自立促進計画」を策定し、「母子家庭・父子家庭・寡婦がいきいきと安心して暮らせるまちづくり」という基本理念のもと、「子育て・生活支援策の推進」、「就業支援策の推進」、「養育費確保・相談体制の充実」、「経済的支援策の推進」の 4 つの基本目標を掲げ、ひとり親家庭の自立に向けた総合的な支援を推進してきました。

また、平成 22 年 3 月に策定した「加古川市次世代育成支援後期行動計画」には、当該計画を改定した内容を盛り込み、ひとり親家庭の自立支援のさらなる推進に向けた施策を展開しています。

ひとり親家庭の支援にあたっては、母子父子自立支援員を配置し、経済的な問題を抱えた家庭に対しては、各種手当の案内や養育費の確保についての教示を行うなど、各家庭の状況に応じた相談に対応しています。

また、母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施や、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金といった給付金の支給のほか、養育費や就労に関するセミナーの実施や、保育所や放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用に際しての配慮など、ひとり親家庭の自立に向けた支援を行っているところです。

ひとり親家庭への相談及び支援には、専門的な知識及び技能を有する人材が必要不可欠であり、今後、これまでの取り組みを継続し、更なる充実を図るためにも、必要な人材を継続的かつ安定的に確保する仕組みづくりを検討していきます。

ひとり親家庭の就労に向けた支援

就労支援	内 容
母子・父子自立支援プログラムの策定等	ひとり親家庭の個々のニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携しながら就労支援を行っています。
自立支援教育訓練給付金	適職に就くために必要な教育訓練講座を受講するひとり親家庭の保護者に対して、受講費用の20%に相当する額を給付金を支給しています。
高等職業訓練促進給付金 修了支援給付金	就業に有利となる看護師や介護福祉士、保育士などの資格を取得するため、養成機関において2年以上のカリキュラムを修業するひとり親家庭の保護者に対して、所得の状況に応じて給付金を支給しています。

その他ひとり親家庭の自立に向けた支援

・母子父子寡婦福祉資金貸付制度（兵庫県事業）の受付 ・ひとり親家庭生活支援事業（養育費や就労等に関する講演会の開催）の実施 ・保育所の入所にあたっての配慮 ・放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用にあたっての配慮 など

一方、兵庫県では、ひとり親家庭が抱える養育費、慰謝料問題や、遺産相続問題など法律に関する悩みに対し、専門相談員（弁護士）が、電話または面談により相談を受ける常設相談や、遠隔地の相談実施会場へ赴き相談を受ける巡回相談を実施しているほか、ひとり親家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を推進することを目的として、母子父子寡婦福祉資金の貸付制度を設け、事業開始資金、就職支度資金や就学支度資金といった12種類の資金の貸付を行うなど、ひとり親家庭への支援事業を展開しています。

子ども・子育て支援においては、ひとり親家庭に対して、子育て短期支援事業（ショートステイ）や、保育及び放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、兵庫県が展開する関連施策との連携を図りながら、総合的な自立支援を推進していきます。

（３）障がい児施策の充実

障がい児に対する療育・教育においては、障がいの原因となる疾病・事故の予防や、早期発見及び治療を図るため、乳幼児期の健康診査や学校における健康診断等を推進する必要があります。

また、障がい児とその保護者の精神的支援を行う相談支援体制や療育体制の充実、放課後や学校園外での活動における継続的な支援など、ライフステージに応じた一貫したサービスが提供できる支援体制の充実が求められています。

本市では、平成 19 年に「加古川市障害者福祉長期計画」を策定し、施策展開の基本方向として「自己の能力を最大限に発揮できる体制づくり」を定め、学習障害（ＬＤ）や注意欠陥多動性障害（ＡＤ／ＨＤ）、自閉症スペクトラムなど新たな課題への対応も踏まえた、障がいの状況等に応じた適切な療育及び教育を充実させる取り組みを推進しています。

また、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーションなどさまざまな活動への参加を通じて、障がい児が社会の一員として能力を最大限に発揮し、生きがいのある生活を送ることができるよう支援する取り組みを進めるとともに、保健・医療、福祉、教育などの関係分野をはじめ、地域住民との連携を強化し、地域全体で障がい児の健やかな育成に取り組むこととしています。

①加古川市立こども療育センター（医療型児童発達支援センター）での取り組み

加古川市立こども療育センターでは、児童福祉法第 43 条第 1 項第 2 号で規定される「医療型児童発達支援センター」として、肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与をはじめ、集団生活への適応訓練などのサービスを提供する「児童発達支援事業」と、診療所において障がい児（肢体不自由児、知的障がい児、発達障がい児）に対する「診療・訓練」を提供しています。

このほか、通所を希望する親子や、発達にかたよりを持つ子どもと保護者を対象に次の事業を実施しています。

こども療育センターにおけるその他の事業の内容

事業	内容
すくすく	通所を希望する親子の準備期間として実施しています。 通所に向けて生活リズムを整え、母子で楽しく遊ぶ経験をしてもらうほか、育児相談や家庭での悩みに応え、母子関係を深める取り組みを行っています。

おひさま 教室	発達にかたよりの持つ子ども（5 歳児）と保護者を対象としたグループ支援を行っています。子どもグループでは友達とやりとりする楽しさを経験したり、聞く力や表現する力を高めるような活動を行い、親グループでは子どもへの関わり方を学び、保護者同士が気持ちを共有できる場としてグループ懇談を実施しています。
きらり	発達にかたよりの持つ子ども（保育所・幼稚園や福祉施設に在籍していない未就学児）を対象に、個別又はグループ支援を行っています。子どもグループでは他人に興味・関心を持ち、楽しんで保育に参加しながら基本的社会習慣の練習を行い、親グループでは、子どもへの関わり方を学び、育児不安の減少を図っています。

また、兵庫県が実施している「障害児等療育支援事業」を受託し、在宅障がい児のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、施設の有する機能を活用し、療育、相談体制の充実を図るとともに、各種サービスの提供の援助、調整等を行うなど、地域の在宅障がい児及び家族の福祉の向上を図る取り組みを行っています。

こども療育センターにおける地域での生活支援の取り組み

- ・加古川西市民病院「発達外来」への医師の派遣
- ・乳幼児発達相談への医師の派遣
- ・療育を行う保育所、幼稚園、小学校等の職員に対する、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士による技術指導の実施
- ・加古川養護学校療育相談
加古川養護学校の児童・生徒に対する学校生活が充実するような援助や、教諭との意見交換
- ・感覚・運動教室の実施
幼稚園の発達障がい児を担当している教諭等を対象に、身体の使い方や感覚面からの視点で子どもの行動を理解していく研修の実施
- ・教育委員会（小学校・幼稚園）、保育所との連携
必要に応じた文書の送付や訪問の実施

今後、当センターでは、平成 27 年 4 月から保育所等訪問支援事業と障害児相談支援事業を実施し、相談担当を配置して保護者の相談内容を整理したうえで、保健・福祉・教育などそれぞれに適した相談窓口との連携を図っていくこととしています。

また、関係施設との連携を進め、地域療育の専門機関として専門的な知識や技術を生かし、障がいの軽減を図り、子どもが持つ「育つ力」を育み健やかな成長を促すことはもちろん、障がい児が社会の一員として地域社会で日常生活を送れるよう、障がい児やその保護者に対する支援のさらなる充実に努めていきます。

②保育所での取り組み

公立保育所においては、障がい児の受入れに対して職員を加配し、特別な支援を必要とする子どもの受入れ体制を整備しています。

また、市内の認可法人保育所に対しては、心身に障がいを有する子どもを入所させ、一般健常児とともに集団保育するための経費の一部を補助として交付しています。

認可法人保育所への障がい児保育の実施に係る補助

- | |
|---|
| ○重度障がい児（身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳 A、B(1)判定 等）
1 人 72,000 円/月
○軽度障がい児（身体障害者手帳 5・6 級、療育手帳 B(2)判定、発達障がい児 等）
1 人 25,000 円/月 |
|---|

障がい児を積極的に受け入れていただく環境を整備する観点から、民間施設への支援のあり方については、今後、国・県の動向や本市での利用実態等を見ながら検討していきます。

今後もこども療育センターとの連携を密にしながら、特別な支援を要する子どもへの支援体制の整備に取り組んでいきます。

③幼稚園での取り組み

公立幼稚園においては、必要に応じて特別支援ルームを設置し、認知面や行動面で困難を抱える子どもなど、障がいや発達に課題がある子どもに対して、一人一人の教育的ニーズを把握し適切な教育活動を行うとともに、各園の特別支援教育コーディネーターを中心に、園内の全教員の共通理解の下で特別支援教育の推進に努めています。

特別支援教育の実施にあたっては、兵庫県立特別支援教育センターが開催する「特別支援教育コーディネーター研修」への参加を通して、教員の資質向上に努めているところです。

幼稚園におけるその他の取り組み

- | |
|---|
| ・入級指導や 5 歳児を対象とした夏季就学相談の開催など、保護者に対するきめ細やかな支援
・こども療育センターとの連携や、幼・小・中連絡会における情報交換などを通じた、小学校への円滑な進級のための連携 |
|---|

今後も研修等を通じて教員の資質や専門性の向上を図るとともに、関係機関との連携を密にし、特別支援教育の充実に努めていきます。

④学校教育

学齢期においては、特別支援コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図っており、個別の支援に対応していくため、スクールアシスタントを全小学校に、補助指導員（介助員）を必要に応じて配置し、障がいのある子ども一人一人に対して、教育支援計画やサポートファイル等を活用し、子どもの自立や社会参加を目指した支援を推進しています。

このほか、子ども及び保護者への支援として、次のような取り組みを行っているところです。

学校教育におけるその他の取り組み

- ・ブロック別交流学習会や合同なかよし会等を通した、子ども同士の相互理解を深め、豊かな人間性を育む取り組み
- ・公民館等を拠点とする障がい児（者）家庭教育学級が円滑に実施できるよう、学級の運営等についての助言
- ・心身に障がいのある子どもの保護者等に対して、言葉や発達の悩み等について電話や来所による相談に応じ、教育相談及び指導助言や、障がいの軽減、克服、発達、自立への支援を行う心身障害児教育相談の実施
- ・特別支援学校での特別支援教育に関する更なる専門性の向上や、地域のセンター的機能を果たす取り組み

⑤自立支援医療、障害児通所給付費、障害児相談支援等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく「自立支援給付（自立支援医療）」として、「自立支援医療（育成医療）」を実施するほか、同法に基づく障害福祉サービスとして、居宅介護や短期入所などのサービス利用が可能であり、その利用に対して介護給付費の支給を行っています。

また、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用に対して、障害児通所給付費の支給を行っています。

現在は、障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用する全ての対象児に対して、その心身の状況や置かれている環境、サービス等の利用に関する意向その他の事情等を勘案し、必要なサービスを個別に決定していくため、相談支援体制（障害児相談支援・計画相談支援）の拡充に取り組んでいるところです。

障がい者総合支援法及び児童福祉法に基づく給付

事 業	内 容
自立支援医療（育成医療）の実施	満 18 歳未満の児童で、身体上の障がいをもつ児童や、現在患っている疾患を放置することにより将来において障がいを残すと認められる児童を対象として、確実な治療の効果が期待できる医療費の給付を行う「自立支援医療（育成医療）」を実施しています。
障害児通所給付費の支給	学校の授業終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行う「放課後等デイサービス」や、未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う「児童発達支援」、保育所等に通う障がい児に対し、その施設を訪問し集団生活への適応のための専門的支援を行う「保育所等訪問支援」など、児童福祉法に基づく「障害児通所支援」の利用に対して、障害児通所給付費の支給を行っています。

介護給付費の支給	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、居宅介護や短期入所などのサービス利用が可能であり、その利用に対して介護給付費の支給を行っています。
----------	---

⑥兵庫県での取り組み

兵庫県では、発達障がい児の早期発見や支援体制の強化を目的として、平成 24 年 7 月に診断・診療機能と療育機能を併せ持つ兵庫県立こども発達支援センターを設置し、市町を通じて申込みされた、発達・情緒・行動面の問題において様々な課題を抱えている子どもに対し、医師や心理士、言語聴覚士、作業療法士、保育士、看護師、保健師が関わり、診断・診療や個別の支援計画に基づく療育を行っています。また、市町の療育機関づくりへの支援や、関係職員等に対する支援スキル向上の研修の実施を通じて地域の療育体制づくりを支援するとともに、地域の関係各機関と連携し、継続支援につなげる取り組みを進めています。

また、ひょうご発達障害者支援センターを社会福祉法人への事業委託により実施し、専属スタッフの配属により、家族や関係施設・関係機関からの相談に応じ、必要な助言等を行うほか、専門的な支援が必要な事例への対応や、関係施設及び機関との連携により、地域における支援体制の総合的な整備に向けた取り組みを進めています。

⑦本市の障がい児施策や兵庫県での取り組みとの連携

本計画に基づき、子ども・子育て支援施策を展開していくにあたっては、「加古川市障害者福祉長期計画」の理念の下、教育・保育・療育などそれぞれの分野で取り組みを進める関係各課が連携に努め、さらなる充実を図るとともに、兵庫県が設置する支援機関が行う障がい児への専門的な支援との連携や情報共有を図りながら、本市の障がい児施策の充実を図っていきます。

9. 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

少子高齢化や団塊世代の大量退職などによる生産労働人口の減少に伴い、男性を中心とした企業組織の構築・運営が厳しい状況となるなど、人材不足等の問題が顕在化する中で、女性の社会進出や積極的な登用など、女性に対する活躍の期待が高まっています。

一方で、女性の社会進出の機会が増え、共働き世帯が増加する状況にあっては、男女ともに一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活においても多様な活動を選択・実現し、生きがいや幸せを感じることができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を社会全体で推進していくことが今後ますます重要となっています。

特に、子育て期の共働き家庭にあっては、働きながら子育てを行う中でも、親が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、子どもの健やかな育ちを実現できるよう、乳児保育や延長保育といった保育施策の充実だけではなく、多様な価値観やライフスタイルを受容できる職場づくりや、男性の長時間労働の抑制、育児休業・短時間勤務制度の確保・充実など、雇用の場においても支援体制を構築することが必要不可欠です。

（１）本市での取り組み

本市では、平成 23 年に「加古川市男女共同参画行動計画」を策定し、「男女が仕事も家庭もともに担う社会づくり」を基本目標に掲げ、国や県の関係機関と連携しながら、男女共同参画センターを中心に「男女の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の理解と普及の促進に向けた取り組みを進めています。

加古川市男女共同参画行動計画に基づく主な取り組み

- ・ワーク・ライフ・バランスに関する講座の開催
- ・情報誌やホームページ、フェイスブックなど様々なツールを活用した情報発信
- ・社会保険労務士による労働相談の実施
- ・子育てと仕事の両立や再就職に向けたチャレンジ相談の実施
- ・父親講座の開催
- ・事業主に対する一般事業主行動計画の策定への周知・啓発
- ・中小企業育児休業・介護休業代替要員確保支援助成金や中小企業育児・介護等離職者雇用助成金、相談窓口等の情報提供及び利用促進の啓発

計画に基づく関係各課の取り組みの推進にあたっては、庁内で組織する「加古川市男女共同参画推進本部」を設置し、毎年度の取組状況の進行管理を行うとともに、計画的な推進に向けた情報共有及び相互の連絡調整を行っています。

また、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「加古川市男女共同参画社会づくり懇話会」を定期的に関催し、施策を推進するための提言や助言を求め、取り組みの充実や新しい施策の立案など、その充実を図っています。

今後も引き続き、「加古川市男女共同参画行動計画」の下で、国や県などの関係機関や企業等との連携を図り、育児・介護休業法などワーク・ライフ・バランスに関する情報の収集やその提供に努めるとともに、社会全体への理解と普及に向けた啓発に取り組んでいくこととしています。

（２）兵庫県での取り組み

兵庫県では、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを全県的に推進する拠点として「ひょうご仕事と生活センター」を平成 21 年に開設し、ワーク・ライフ・バランスに関する各種情報を集約したポータルサイトの運営や先進企業の表彰を行う「普及啓発・情報発信事業」をはじめ、経営者協会と連携したセミナーやキーパーソン養成講座などを実施する「研修企画事業」や、育児・介護等の理由により離職した人の再就職を促進するために当該離職者を雇用した事業主への「中小企業育児・介護等離職者雇用助成」を行う「実践支援事業」などを展開しています。

（３）加古川市男女共同参画行動計画との連携

新制度の施行にあたっては、子育て家庭における仕事と生活の調和を図るための様々な取り組みを推進する「加古川市男女共同参画行動計画」と連携を図りながら、保育施策の充実など子育てをしながら安心して働くことのできる環境の整備を図っていきます。

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画及び子ども・子育て支援施策の推進体制の充実

新制度の施行にあたっては、本計画に基づく「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の確保」と「質の向上」に向けた取り組みを着実に進めるとともに、各事業での取り組みを進める担当部署が横断的に連携しながら、多種多様な子育て家庭のニーズに対応するための体制整備を図ることが重要です。

このため、本計画に基づく取り組みの推進や、新たな子育て支援施策の立案、今後のさらなる少子化等の課題への対応など、本市における子ども・子育て支援を総合的に推進する体制を整備するため、新たに「こども部」を創設します。

2. 計画の達成状況や点検・評価

本計画に基づく子ども・子育て支援施策を、地域の実情に合わせ、計画的かつ円滑に進めていくためには、行政だけではなく、子育て家庭、地域住民、各種団体、学校など、地域社会全体で協働し、推進していくことが必要不可欠です。

本市では、子育て当事者の意見や地域の実情を踏まえ、計画の策定や子ども・子育て支援施策の推進を行うことを目的として、子どもの保護者、事業主・労働者の代表者、子ども・子育て支援事業の従事者、学識経験者、関係団体の代表者などで構成する「加古川市子ども・子育て会議」を設置し、様々なご意見・ご提言をいただいています。

計画策定後も、同会議において、子育て支援施策の達成状況の点検や評価を行うとともに、庁内で組織する実務担当者会議等で見直しを図るなど、継続的な点検・評価・見直し（PDCAサイクル）の体制を構築し、取り組みを進めていきます。

3. 計画の見直しについて

計画期間中、子ども・子育て支援給付に係る支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、本計画に定める量の見込みと大きく乖離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、計画期間の中間年を目安として、必要に応じて本計画の見直しを行うことを検討します。

第5章 参考資料

1. 我が国の少子化の状況

我が国の年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期には約200万人でしたが、昭和59年には150万人を割り込み、その後は毎年減少を続け、平成3年以降は増加と減少を繰り返しながら、現在は緩やかな減少傾向となっています。

なお、平成23年の出生数は105万806人と、前年の107万1,304人より2万498人減少しています。

また、合計特殊出生率をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25年以降急激に低下し、その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していましたが、昭和50年に2.0を下回ってからは、再び低下傾向となりました。平成元年には、それまで最低であった昭和41年の数値を下回る1.57を記録し、さらに平成17年には、過去最低である1.26まで落ち込みました。

なお、平成23年の合計特殊出生率は1.39となり、微増傾向ではあるものの、欧米諸国と比較すると低い水準にとどまっています。

2. 本市の人口等の状況

近年、本市の人口はほぼ横ばいで推移しているものの、全人口に占める15歳未満人口の割合は、昭和60年では25.0%であったのが、平成12年には16.3%に、平成22年には14.7%となるなど、少子高齢化の流れにあります。一方で、出生数をみると、平成25年は2,353人で、ここ10年間は2,300～2,500人で横ばいの状況となっています。

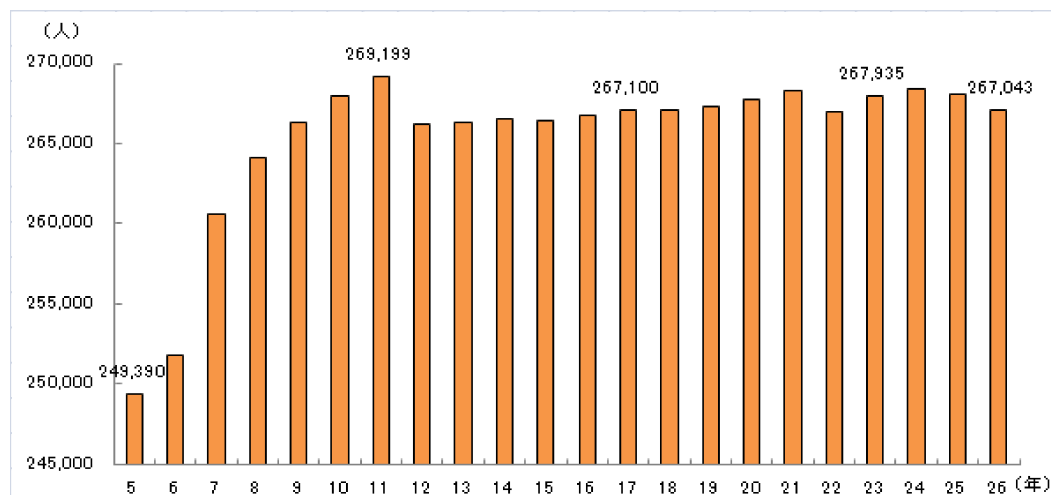
また、合計特殊出生率をみると、平成12年では1.42であったのが、平成17年には1.24と過去最低を記録し、同年の全国平均の1.26、兵庫県平均の1.25を下回る状況まで落ち込みましたが、平成22年には1.50まで回復しています。

世帯数をみると、毎年増加傾向にあり、平成12年では89,533世帯であったのが、平成17年には94,605世帯に、平成22年では99,645世帯となっています。一方で、平均世帯人員は減少傾向にあり、平成12年では2.94人であったのが、平成17年には2.79人に、平成22年では2.63人となるなど、核家族世帯の割合が増えています。

(1) 人口の動向

本市の総人口の推移をみると、平成 11 年の 269,199 人をピークに、人口は一旦減少しましたが、近年はほぼ横ばいで推移し、平成 26 年 10 月 1 日現在の推計人口は 267,043 人となっています。

加古川市総人口の推移

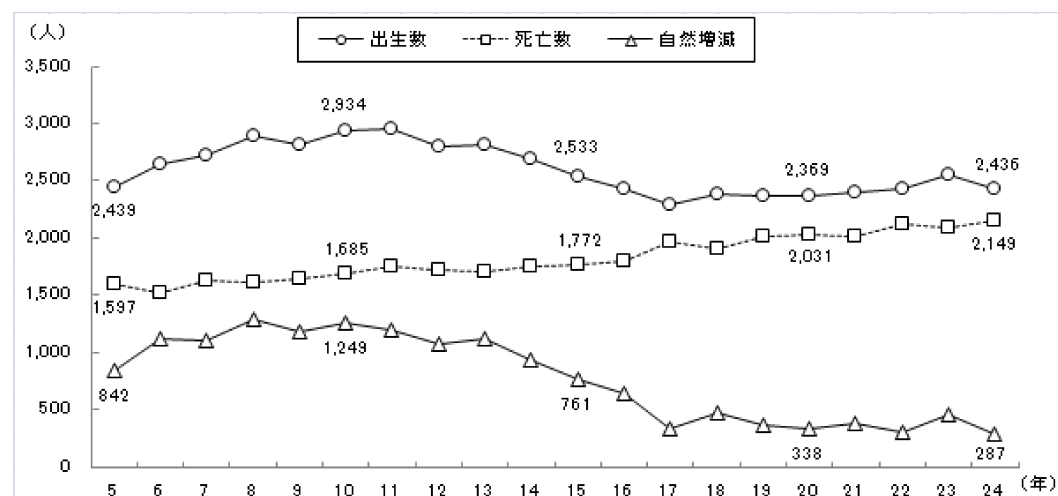


資料：国勢調査または推計人口による。各年 10 月 1 日現在

(2) 自然増減の推移

自然増減は、出生数と死亡数で構成されています。出生数については、平成 11 年をピークに減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいの状況が続いています。死亡数については、高齢化等の影響により増加傾向にあります。

人口動態：自然増減の推移

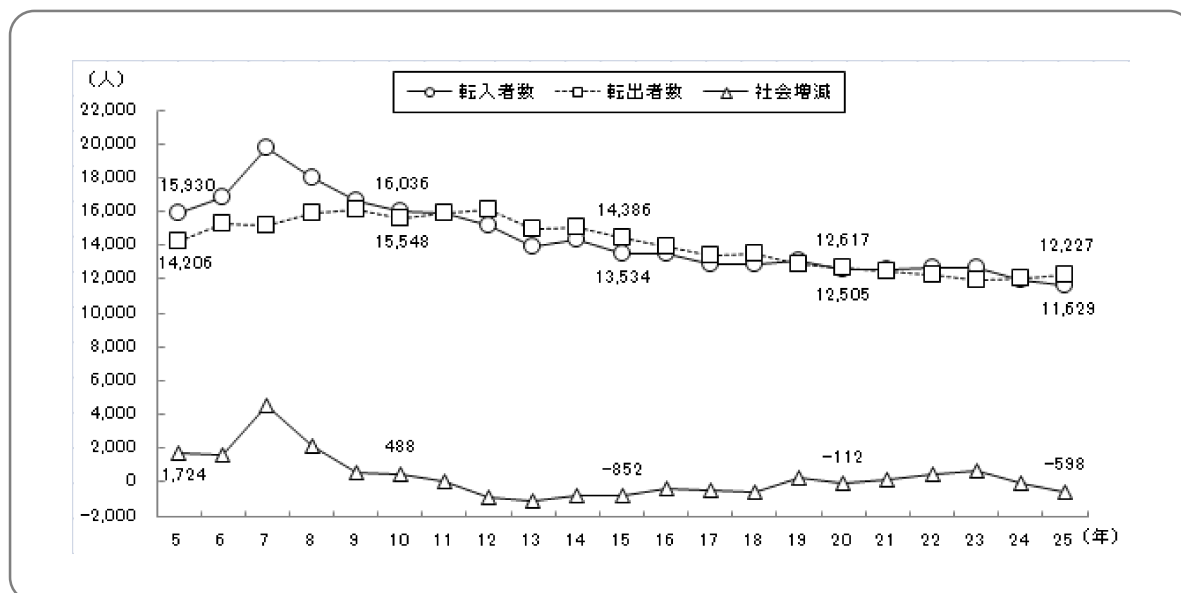


資料：兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター

(3) 社会増減の推移

社会増減は、市外から市内への転入人口と市内から市外への転出人口で構成されています。平成 12 年以降、転出超過の傾向が続いていましたが、平成 21 年から平成 23 年までは転入者数が上回り、現在は再び転出者数が上回っています。

人口動態：社会増減の推移

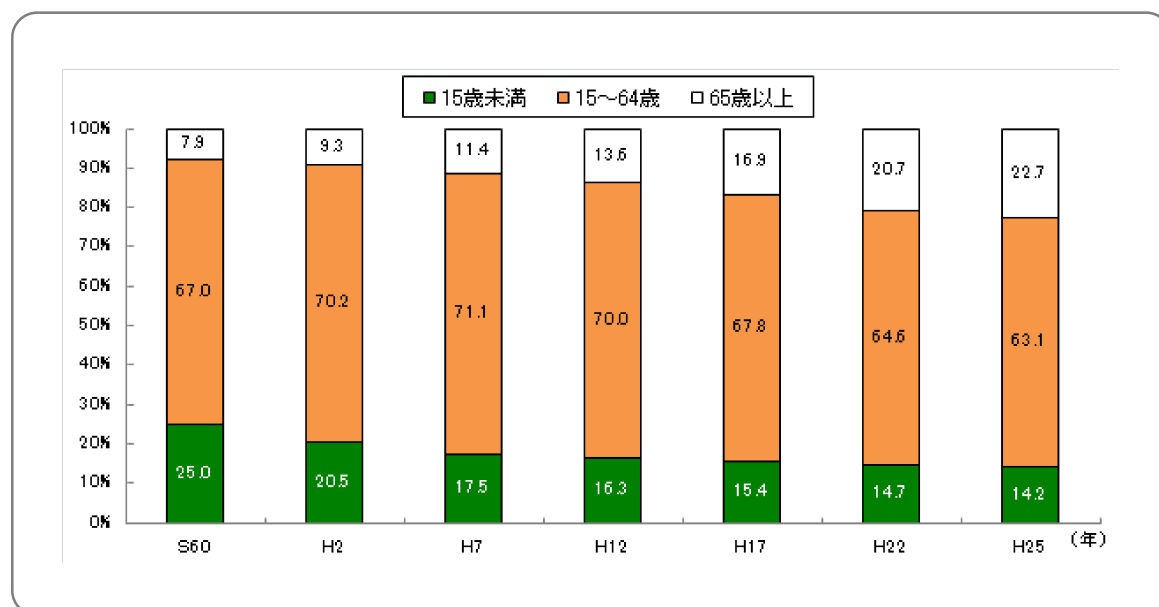


資料：住民基本台帳

(4) 年齢3区分別人口構成比の推移

年齢3区分別の人口構成比の推移をみると、15歳未満の人口が全体に占める割合は減少傾向にある一方、65歳以上の割合は増加傾向にあり、少子高齢化の流れが続いています。

年齢3区分別人口の推移

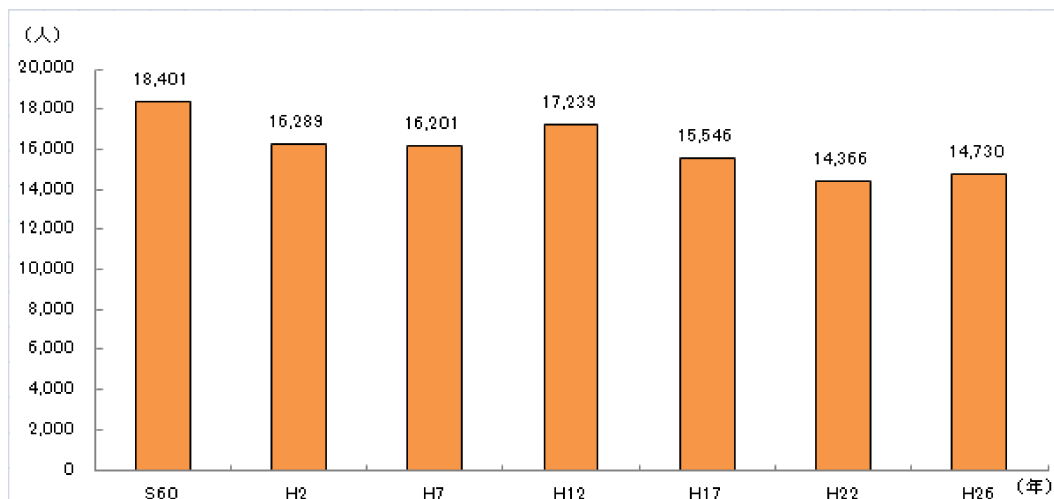


資料：昭和 60 年から平成 22 年まで国勢調査、平成 25 年は住民基本台帳

(5) 小学校就学前の子どもの状況

0歳から5歳までの小学校就学前の子どもの人口推移をみると、減少傾向にありましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。

小学校就学前の子ども（0～5歳）の数の推移

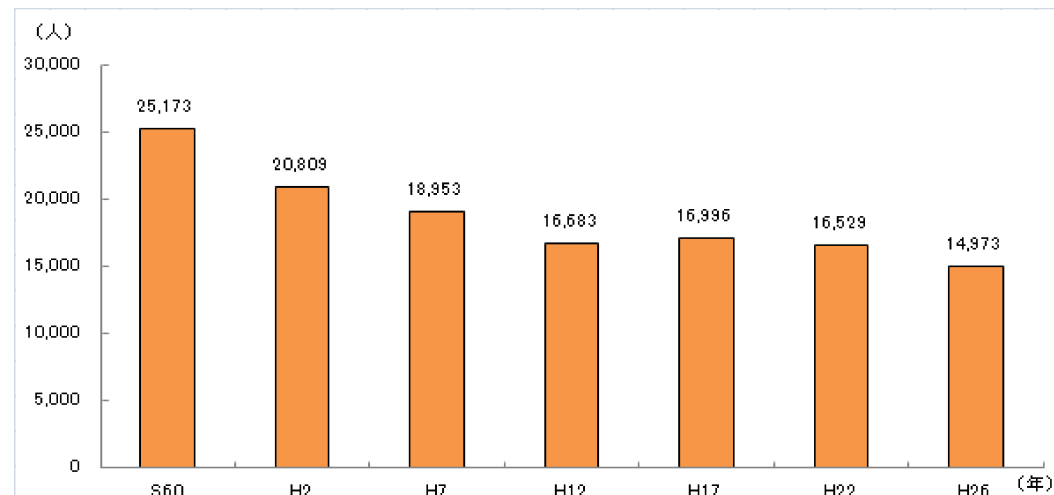


資料：平成22年まで国勢調査、平成26年は住民基本台帳

(6) 小学校就学児童の状況

市内公立小学校の就学児童数の推移をみると、一貫して減少傾向にあります。

小学校就学児童数の推移

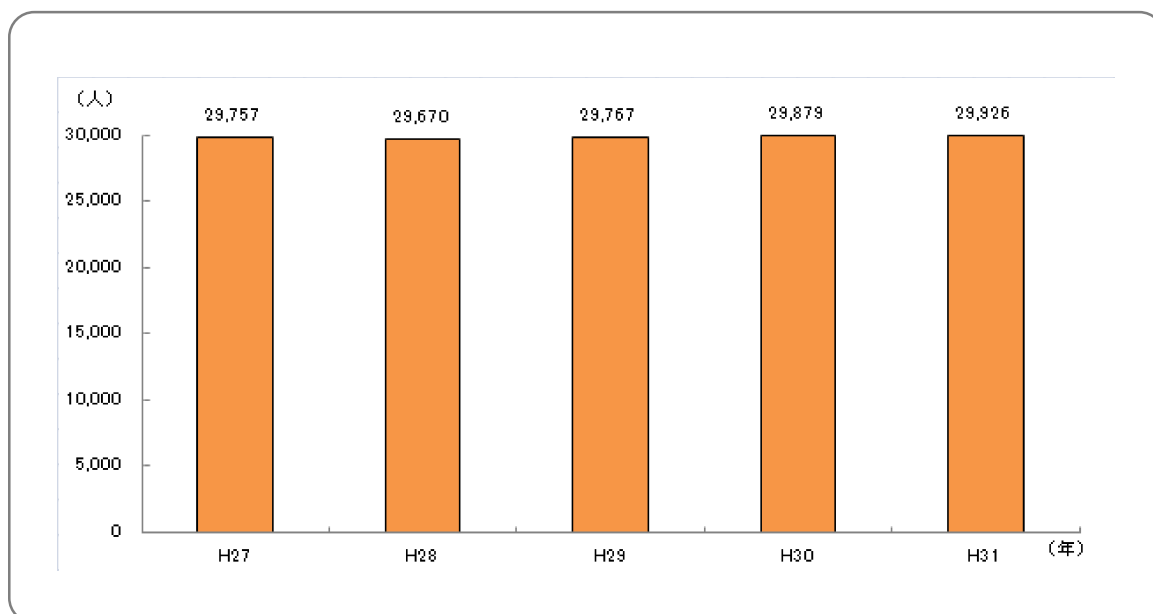


資料：教育委員会。各年5月1日現在

(7) 本計画期間中の推計児童数

平成 22～26 年度の児童数をもとに、コーホート変化率法を用いて算出した本計画期間中の推計児童数をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

本計画期間中（平成 27～31 年度）の推計児童数

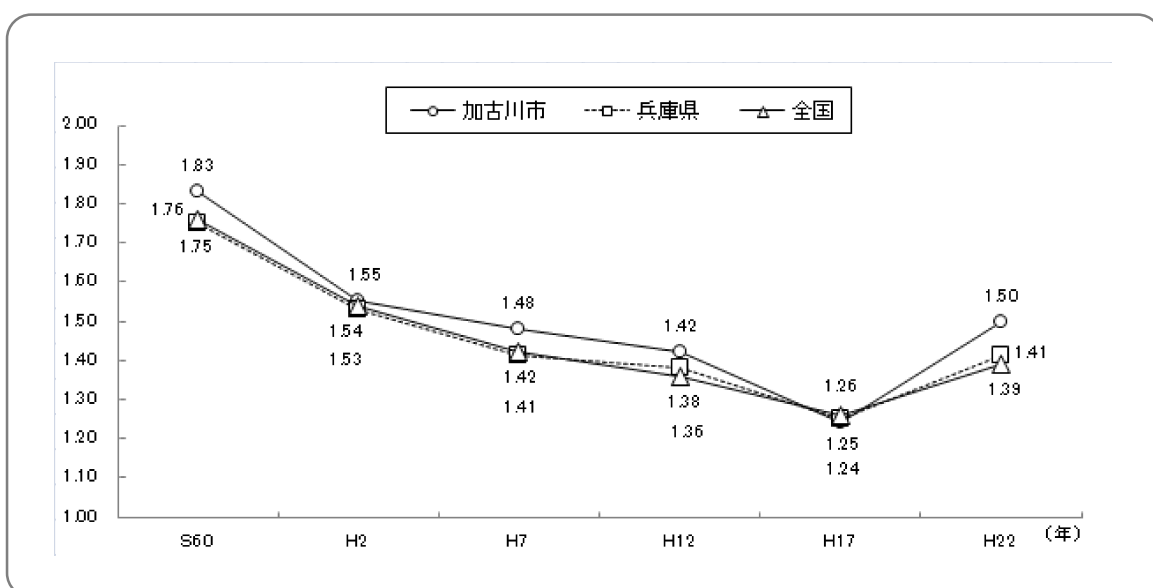


資料：こども課、各年度 4 月 1 日現在

(8) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移をみると、昭和 60 年では 1.83 であったのが、その後は減少を続け、平成 17 年には過去最低の 1.24 まで落ち込むとともに、国や県の平均を下回る状況となりました。その後、平成 22 年には 1.50 まで回復しましたが、現在の人口を維持できる水準の 2.08 を大きく下回っている状況です。

合計特殊出生率の推移

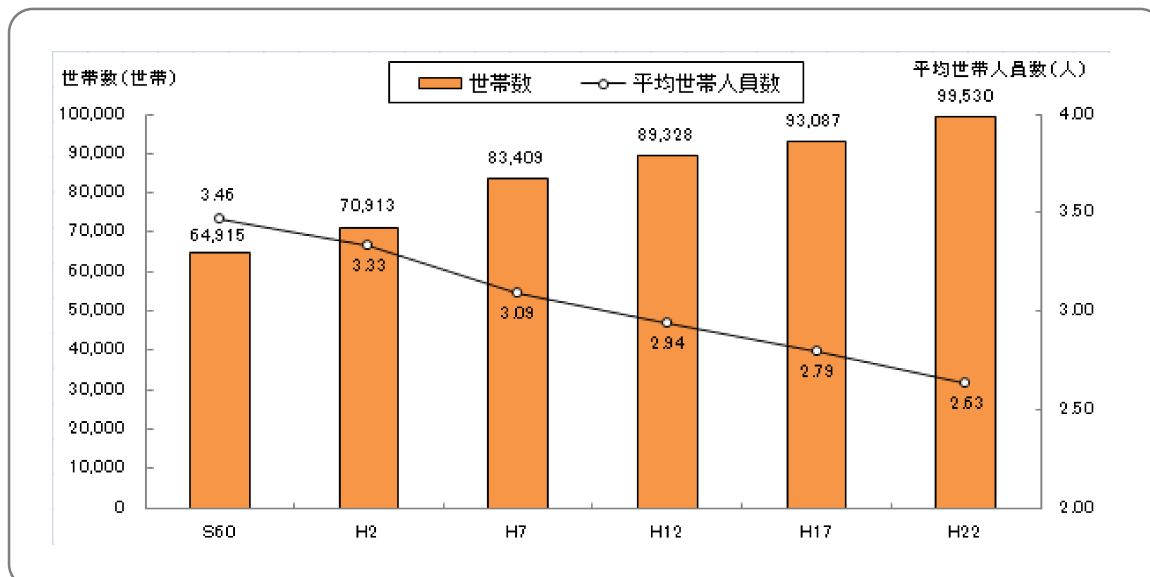


資料：兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター

(9) 世帯数及び平均世帯人員数の推移

一般世帯における世帯数及び平均世帯人員数の推移をみると、世帯数は年々増加していますが、世帯を構成する平均世帯人員数は減少しており、核家族化の進行がみられます。

一般世帯における世帯数及び平均世帯人員数の推移

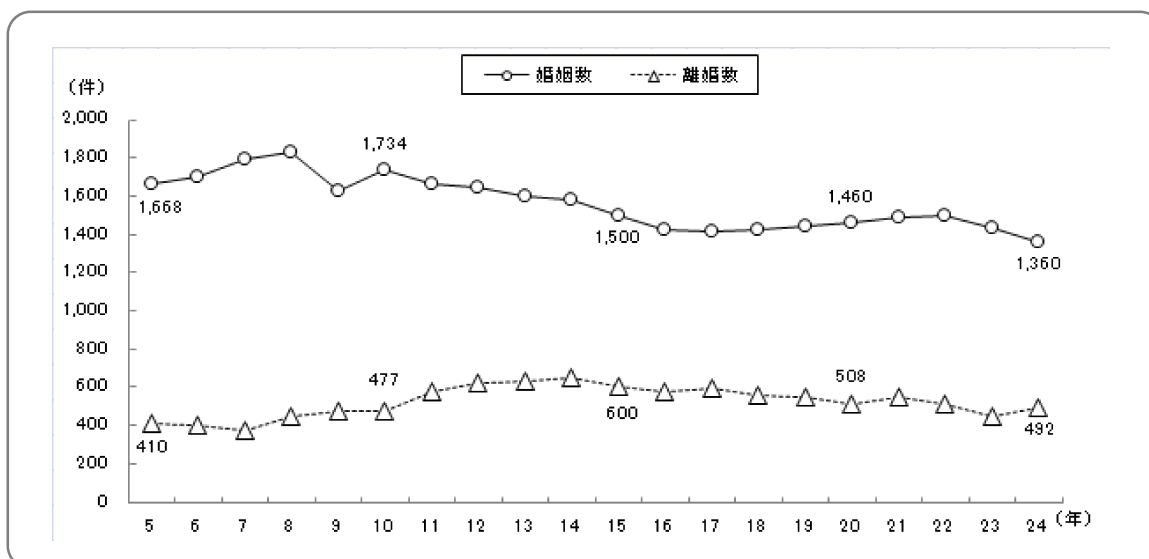


資料：国勢調査

(10) 婚姻・離婚の動向

婚姻数については、平成8年度をピークに、その後は減少傾向が続いていますが、近年はほぼ横ばいとなっています。離婚数は、増加傾向にありましたが、近年は年間500件から600件と、ほぼ横ばいの状況となっています。

婚姻・離婚の動向



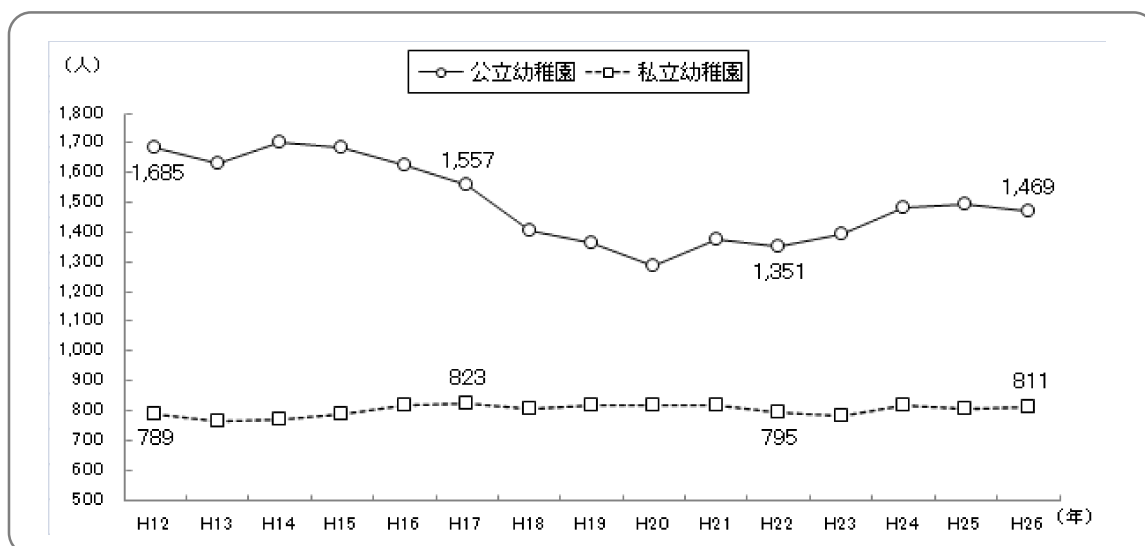
資料：兵庫県健康福祉部社会福祉局情報事務センター

3. 本市の「教育・保育」の利用状況

(1) 市内幼稚園の利用状況

市内幼稚園の在園児童数の推移をみると、公立幼稚園の5歳児の園児数は減少傾向が続いていますが、4歳児の受入れ実施園の拡大により、全体としては微増傾向にあります。私立幼稚園の園児数は、横ばいの状況が続いています。

市内幼稚園の在園児童数の推移

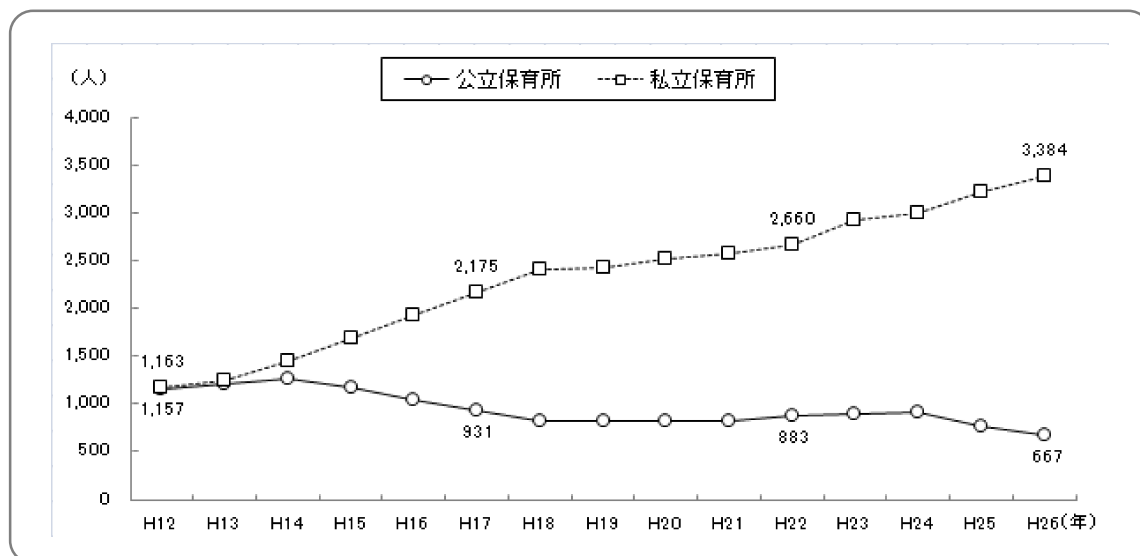


資料：教育委員会、各年5月1日現在

(2) 市内認可保育所の利用状況

市内の認可保育所の在園児童数の推移をみると、公立保育所の園児数は民間移管等により減少傾向にあります。私立保育所の園児数は、公立保育所の民間移管や施設整備による定員増により増加傾向にあります。

市内認可保育所の在園児童数の推移

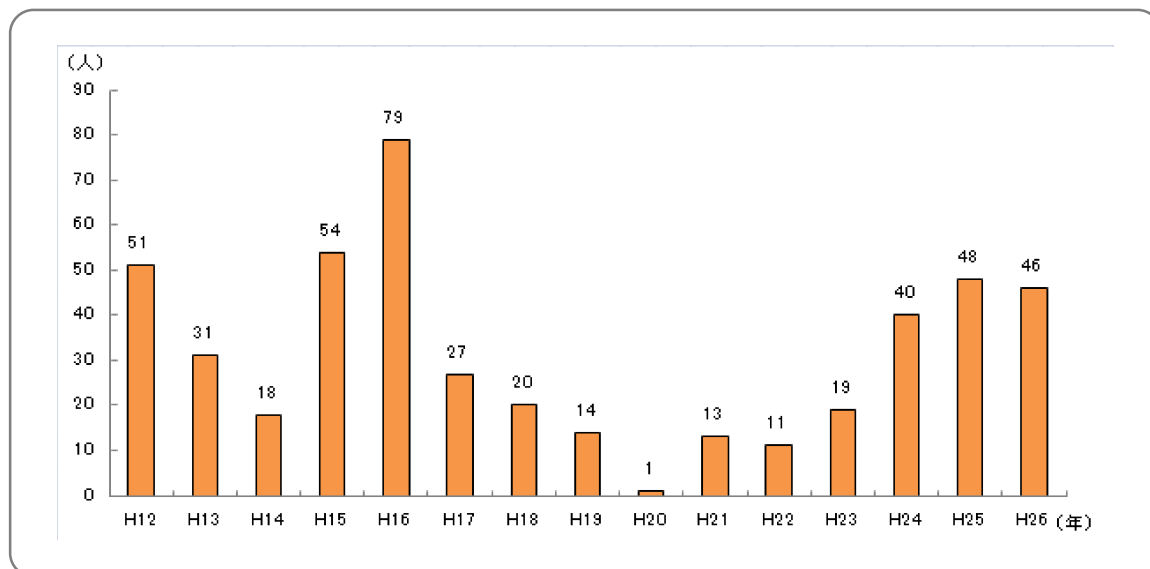


資料：保育課、各年4月1日現在

(3) 市内認可保育所における待機児童数の状況

認可保育所の待機児童数の推移をみると、平成 16 年度の 79 人をピークに、その後は減少傾向にありましたが、平成 21 年度からは再び増加傾向にあります。

市内認可保育所における待機児童数の推移



資料：保育課、各年 4 月 1 日現在

4. 本市の「地域子ども・子育て支援事業」の利用状況等

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）の利用状況

平成 21～25 年度の延長保育事業の延べ利用者数の推移をみると、毎年増加傾向にあります。

延長保育事業の延べ利用者数の推移（人）

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
47,032	50,533	57,384	58,183	67,268

資料：保育課

(2) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の状況

加古川市児童クラブのクラブ数及び入所児童数の推移をみると、全小学校 28 校に 32 クラブを設置しており、入所児童数は増加傾向にあります。

加古川市児童クラブのクラブ数及び入所児童数の推移

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
児童クラブ数	32	32	32	32	32	32
入所児童数（人）	1,541	1,567	1,530	1,576	1,628	1,815

資料：教育委員会、各年 5 月 1 日現在

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）の延べ利用日数の推移

ショートステイの実利用者数及び延べ利用日数の推移をみると、ほぼ横ばいの状況が続いています。

ショートステイの実利用者数及び延べ利用日数の推移（日）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
実利用者数（人）	22	33	31	32	30
延べ利用日数（日）	178	279	266	223	280

資料：こども課

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施状況

乳児家庭全戸訪問事業の対象者及び訪問状況をみると、訪問対象者はほぼ横ばいの状況ですが、平成 23 年度以降、訪問の実施率は 95%以上となっています。

訪問できなかった家庭に対しては、引き続き 4 か月児健診の受診確認等により状況把握しているところです。

乳児家庭全戸訪問事業の対象者及び訪問状況

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
出生数※ ¹ (人)	1,798	2,442	2,568	2,480	2,368
訪問対象外※ ² (人)	167	232	264	299	215
訪問対象者 (人)	1,631	2,210	2,304	2,181	2,153
訪問人数 (人)	1,473	1,996	2,194	2,098	2,063
実施率 (%)	83.0	90.3	95.2	96.2	95.8

※1 各年度の前年 11 月～当該年 10 月生まれの 1 年間の人数

(ただし、事業開始年度の 21 年度は、当該年の 2 月～10 月生まれの 9 か月間の人数)

※2 里帰りや入院中、健康福祉事務所の未熟児訪問の実施等により対象外

資料：育児支援課

(5) 養育支援訪問事業の実施状況

養育支援訪問事業の実施状況をみると、訪問の対象家庭数やヘルパー派遣の対象となった家庭数は、各年度でばらつきがあります。

養育支援訪問事業の実施状況

		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
訪問対象家庭数 (件)	保健師等訪問	34	13	14	27	27
	ヘルパー派遣	2	4	2	1	2
訪問延べ回数 (回)	保健師等訪問	258	181	168	254	187
	ヘルパー派遣	13	21	18	4	15

資料：こども課

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育てプラザ）の利用者数の推移

本市では、地域子育て支援拠点事業として、加古川市子育てプラザを2カ所設置しています。子育てプラザの利用者数の推移をみると、毎年増加傾向にあります。

加古川市子育てプラザの延べ利用者数の推移（人）

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
加古川駅南	68,802	63,309	61,692	69,977	69,607	75,498	74,955
東加古川	51,968	50,299	63,544	72,548	71,906	72,139	74,895
合 計	120,770	113,608	125,236	142,525	141,513	147,637	149,850

資料：こども課

(7) 一時預かり事業（保育所）の利用状況

認可保育所における一時預かり事業の延べ利用人数の推移をみると、年々増加傾向にあります。

認可保育所における一時預かり事業の延べ利用人数の推移（人）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
4,761	5,963	6,190	7,312	8,134

資料：保育課

(8) 病後児保育事業の利用状況

認可保育所における病後児保育事業の延べ利用人数の推移をみると、平成22年度以降はほぼ横ばいの状況が続いています。

認可保育所における病後児保育事業の延べ利用人数の推移（人）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
84	261	277	233	252

資料：保育課

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の会員数及び利用件数の推移

加古川市ファミリー・サポート・センターの会員数の推移をみると、提供会員（援助を行う人）、依頼会員（援助を受けたい人）、両方会員（提供・依頼会員）のすべての会員が増加傾向にあります。

加古川市ファミリー・サポート・センターの会員数の推移（人）

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
依頼会員	1,719	1,812	1,902	1,931	1,895
提供会員	377	394	413	447	469
両方会員	147	168	184	189	178
合計	2,243	2,374	2,499	2,567	2,542

資料：こども課

また、利用件数の推移をみると、平成 21 年度の 8,600 件をピークに、平成 22 年度から平成 23 年度は減少傾向にありましたが、平成 24 年度からは再び増加傾向にあります。

加古川市ファミリー・サポート・センターの延べ利用件数の推移（件）

21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
8,600	6,888	4,692	5,325	5,949

資料：こども課

(10) 妊婦健康診査費助成事業の実施状況

妊婦健康診査費助成券の新規交付人数及び利用状況をみると、平成 22 年度をピークに減少傾向にあります。

妊婦健康診査費助成券の新規交付人数及び利用状況

	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
新規交付人数（人）	2,749	2,799	2,685	2,577	2,477
利用実人数※（人）	3,878	3,975	3,962	3,783	3,650
延べ利用回数（回）	30,243	30,278	30,846	28,822	28,180

※当該年度に助成券を利用した実人数（妊娠期間の関係で2か年度にわたり助成券を利用した場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上）

資料：育児支援課

5. アンケート調査の結果からみた本市の子ども・子育ての状況

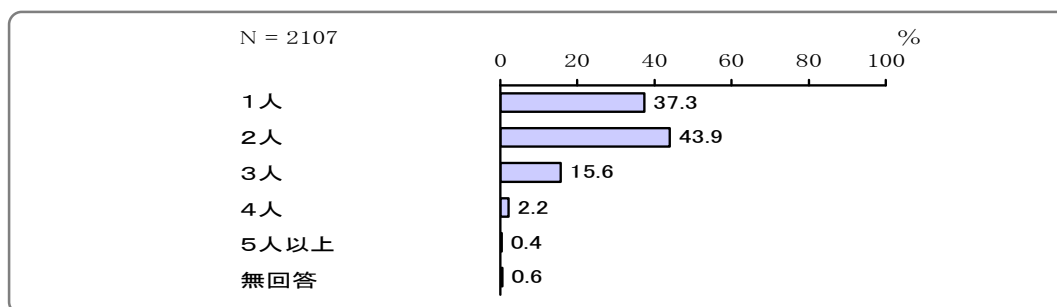
(1) アンケート調査実施の概要

項 目	概 要
1. 調査目的	加古川市子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、市内の子どもや子育て家庭における教育・保育・子育て支援の「現在の利用状況」や「今後の利用希望」等を把握し、地域の実情やニーズに応じた今後の子育て支援施策を検討することを目的として実施。
2. 調査対象	加古川市在住の小学校就学前の子どもを養育する保護者から無作為抽出した 4,000 人
3. 調査期間	平成 25 年 12 月 2 日（月）から平成 25 年 12 月 24 日（火）
4. 調査方法	質問紙法（無記名自記式）、郵送による配布・回収
5. 回収結果	配布数 4,000 件、有効回答数 2,107 件、有効回答率 52.7%
6. 調査内容	（1）お子さんご家族の状況について （2）子どもの育ちをめぐる環境について （3）保護者の就労状況について （4）平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について （5）土曜・休日や長期休業中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について （6）病気やけがの際の対応について （7）不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について （8）地域の子育て支援事業の利用状況について （9）小学校就学後の放課後の過ごし方について （お子さんが 5 歳以上の方対象） （10）育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について （11）自由意見

(2) お子さんの人数

お子さんの人数をみると、「2人」の割合が43.9%と最も高く、次いで「1人」の割合が37.3%となっています。

お子さんの人数



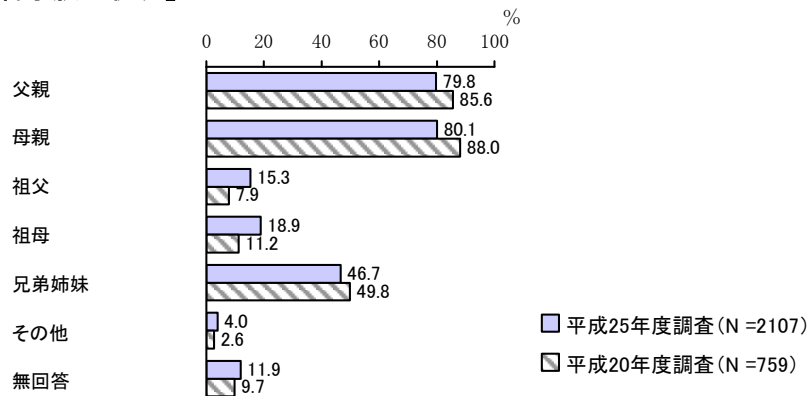
(3) 同居されている家族や近くにお住まいの親族等の状況

子どもと同居している家族の状況をみると、父親・母親の割合が高く、次いで兄弟姉妹が高くなっています。平成20年度調査と比べ、平成25年度調査では、祖父・祖母との同居の割合が増加しています。

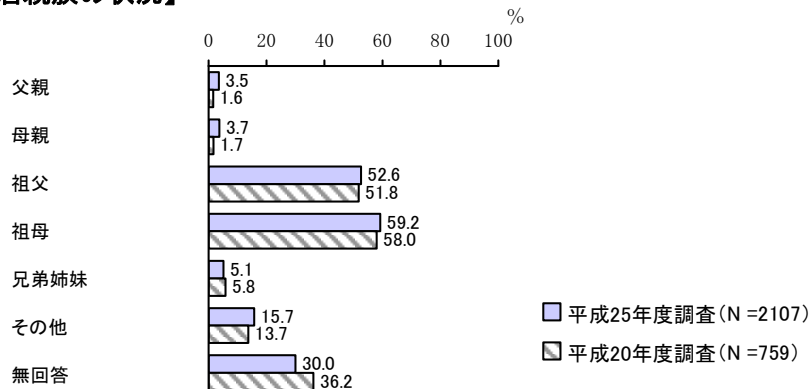
また、子どものいる家庭から近くにお住まいの親族等の状況をみると、祖父・祖母の割合が高くなっています。

同居家族・近居親族の状況

【同居家族の状況】



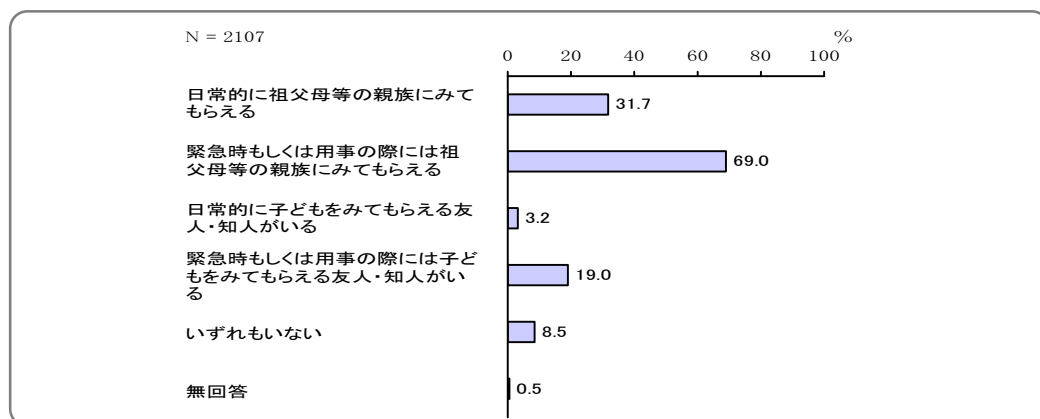
【近居親族の状況】



(4) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無をみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が69.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が31.7%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が19.0%となっています。

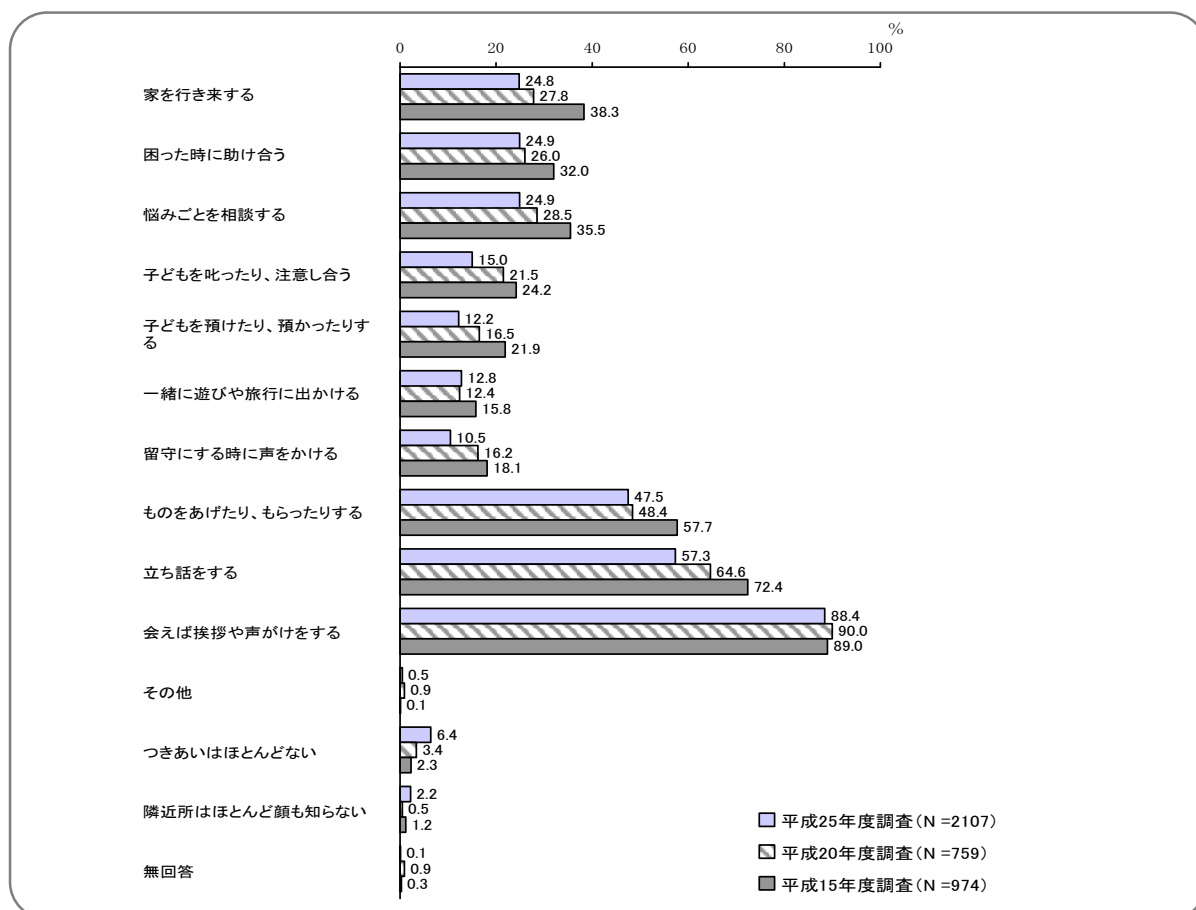
子どもをみてもらえる親族・知人の有無



(5) 近所づきあいの程度

近所づきあいの程度について、平成15年度、20年度、25年度調査を比較すると、近所づきあいの程度が減少しているのに対して、「つきあいはほとんどない」や「隣近所はほとんど顔も知らない」など、近所づきあいのない割合が増加しています。

近所づきあいの程度



(6) 子育て・教育に関する相談相手・場所の有無

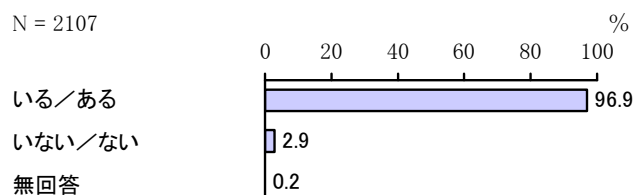
子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる相手・場所の有無をみると、「気軽に相談できる人がある（場所がある）」の割合が96.9%となっています。

また、その相談先では、「配偶者」の割合が87.5%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が85.7%、「友人や知人」の割合が76.9%となっています。

子育てに関する相談相手・場所の有無及び相談先

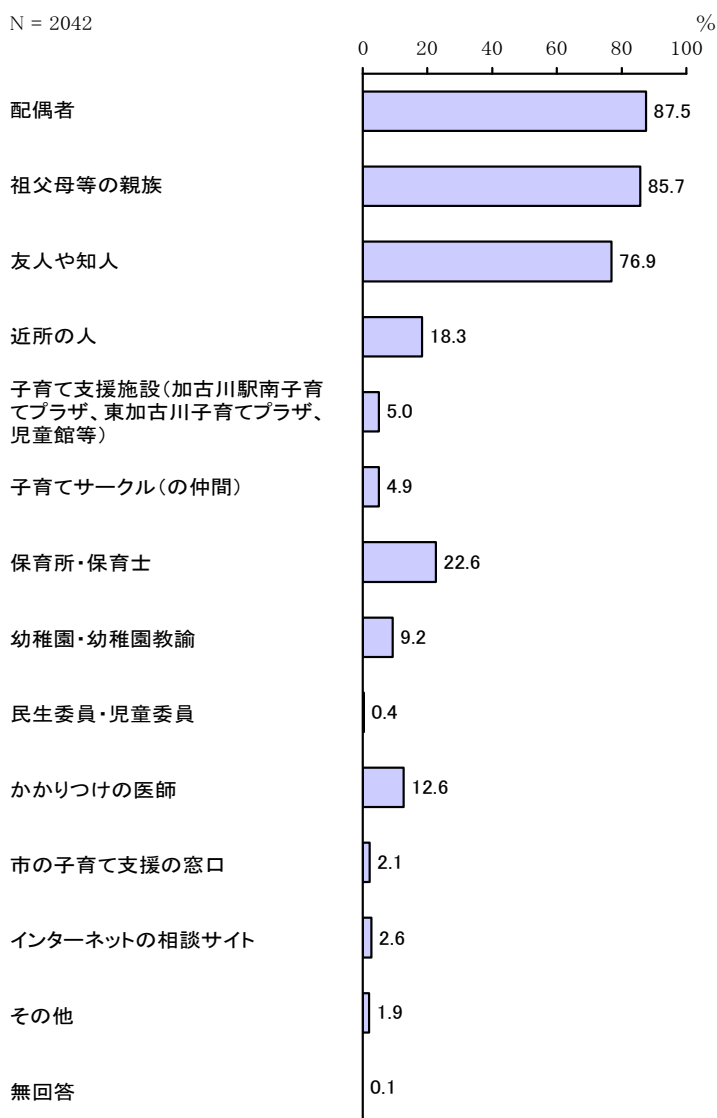
【子育てに関する相談相手・場所の有無】

N = 2107



【相談先】

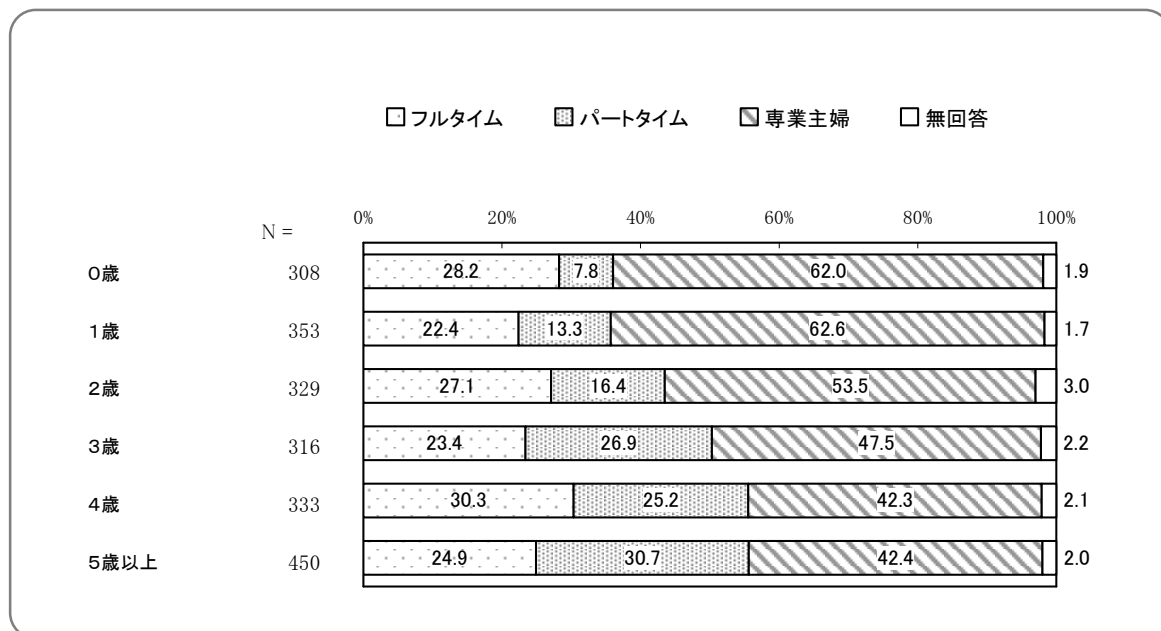
N = 2042



(7) 母親の就労状況

子どもの年齢別の母親の就労状況をみると、子どもの年齢が高くなるにつれて、パートタイムの割合が増加し、専業主婦の割合が減少する傾向がみられます。

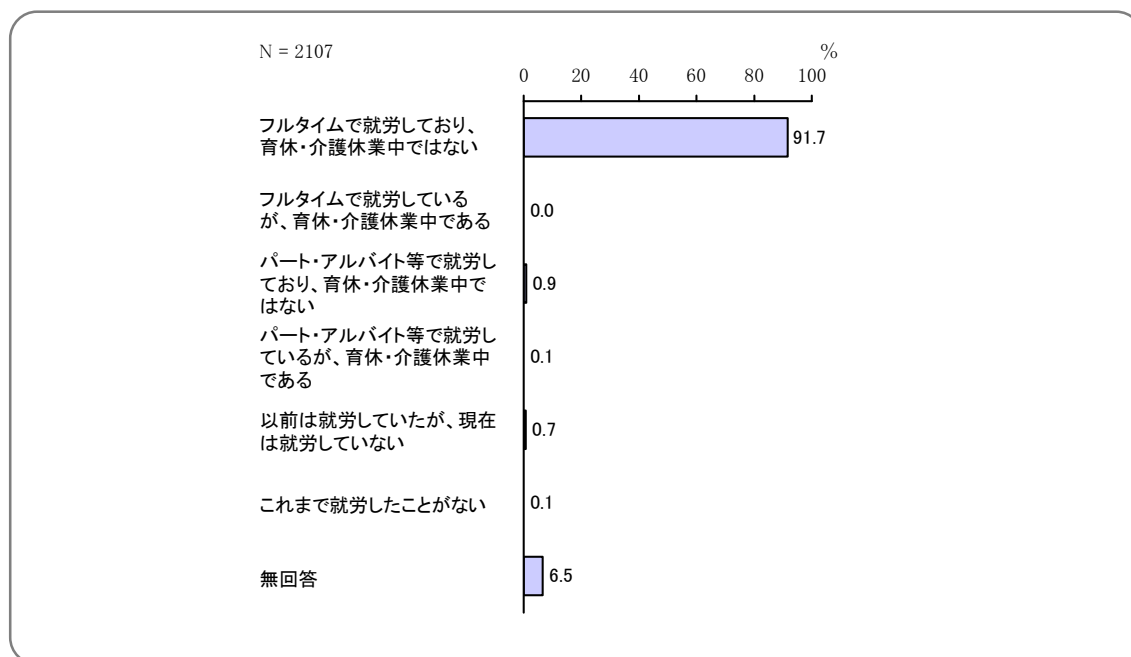
母親の就労状況



(8) 父親の就労状況

父親の就労状況をみると、フルタイムが91.7%と最も高くなっています。

父親の就労状況



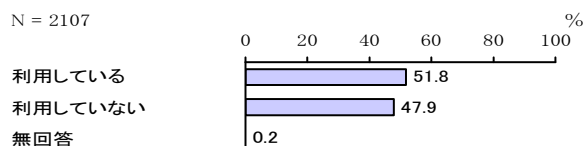
(9) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育の利用の有無をみると、「利用している」の割合が51.8%、「利用していない」の割合が47.9%となっており、約半数の人が何らかの教育・保育事業を利用しています。子どもの年齢別でみると、0歳から2歳までは6割以上の方が利用していない状況です。

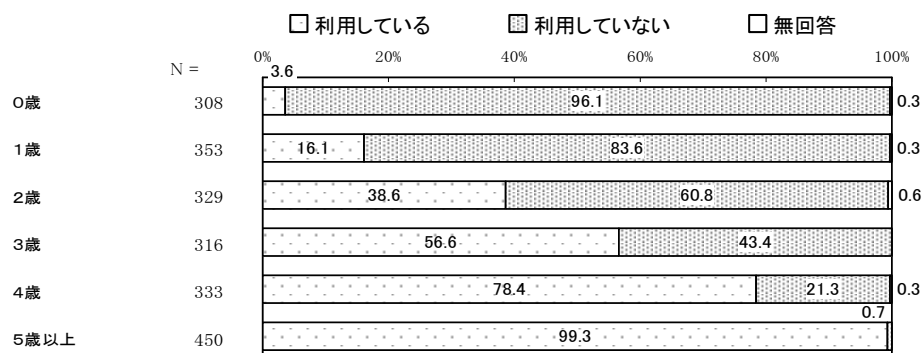
また、利用している事業をみると、「認可保育所」の割合が42.2%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が25.0%、「その他の認可外の保育施設」の割合が14.1%となっています。

平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無及び利用している事業

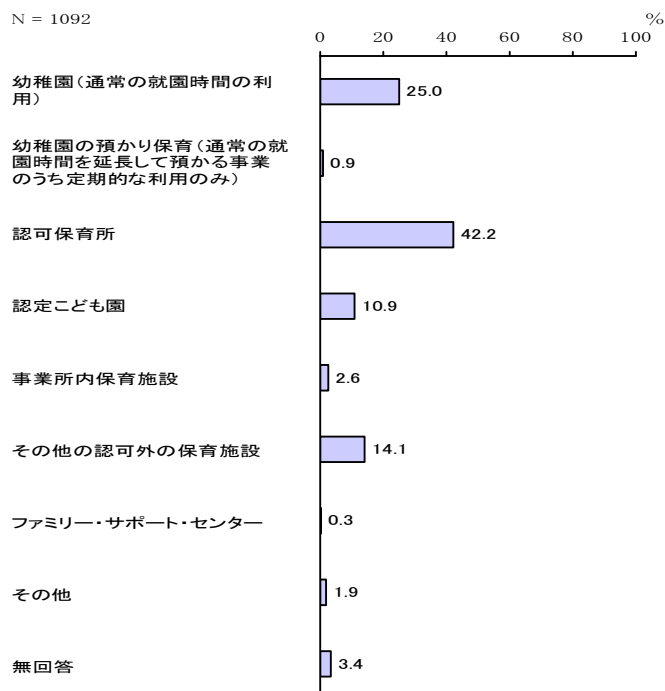
【定期的な教育・保育事業の利用の有無】



【定期的な教育・保育事業の利用の有無（子どもの年齢別）】



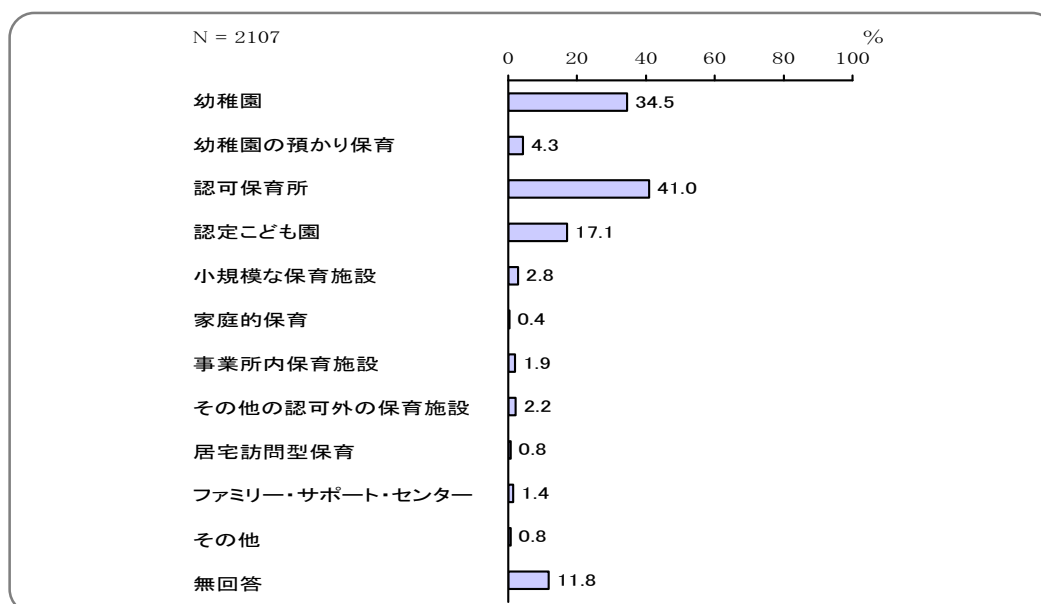
【利用している事業】



(10) 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

現在利用している、利用していないにかかわらず、今後、定期的に利用したい教育・保育事業をみると、「認可保育所」の割合が41.0%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が34.5%、「認定こども園」の割合が17.1%となっています。

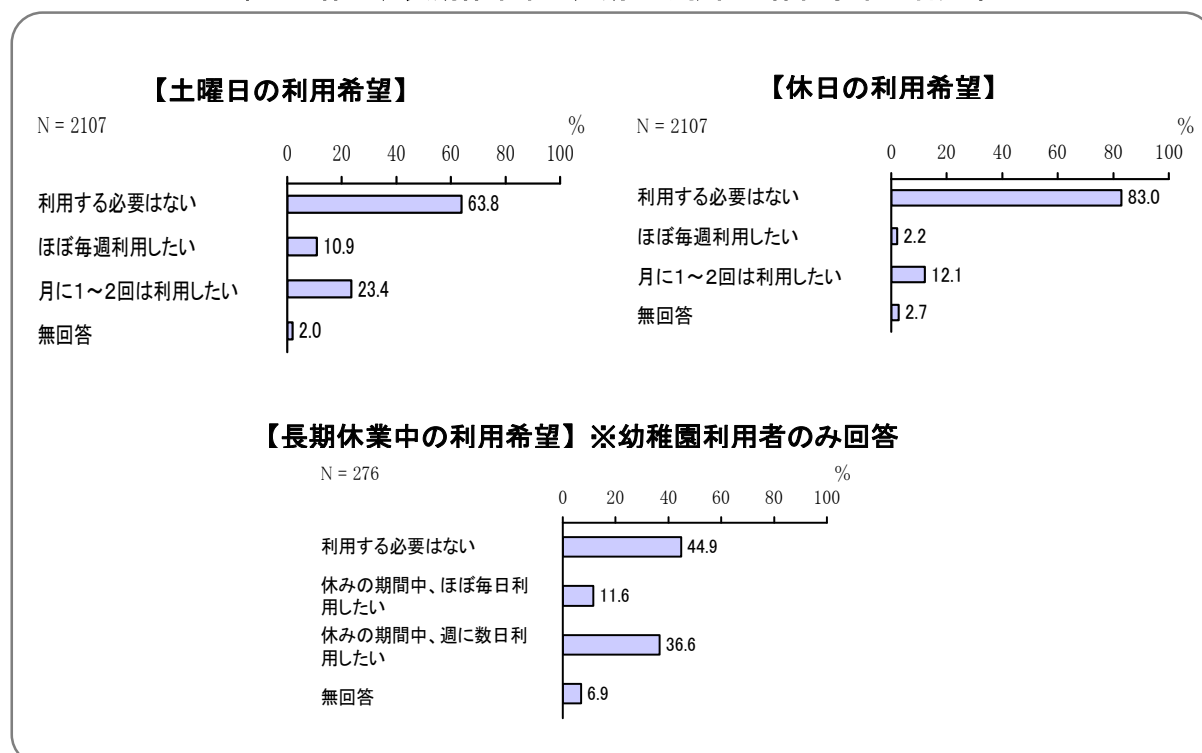
今後、平日に定期的に利用したい教育・保育事業



(11) 土曜日・休日、長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望

土曜日や休日、長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、土曜日が34.3%、休日が14.3%、長期休業中が48.2%の割合となっています。

土曜日・休日、長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望



(12) 病気やけがの際の対応と病児・病後児のための保育事業の利用希望

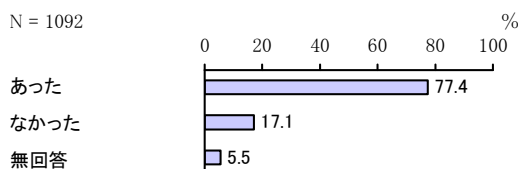
平日に定期的な教育・保育事業を利用している人のうち、この１年間で子どもが病気やけがで幼稚園や保育所等に通えなかった経験の有無や、その際の対応状況をみると、通えなかった経験が「あった」と答えた割合が77.4%となっています。

その際の対応として、「母親が休んだ」の割合が61.8%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が38.8%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」の割合が26.7%となっています。

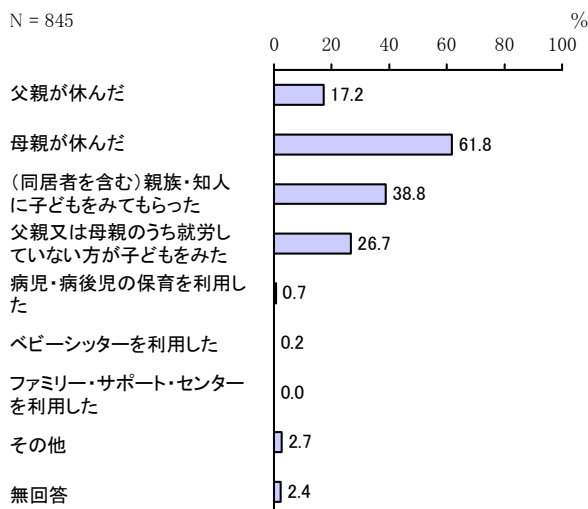
また、対応として父親または母親が休んだ人のうち、「できれば病児・病後児保育事業を利用したいと思った」と回答した割合は36.0%となっています。

土曜日・休日、長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用希望

【病気やけがで幼稚園や保育所等に通えなかった経験の有無】

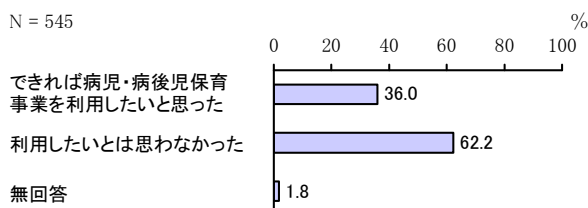


【通えなかった際の対応方法】



【病児・病後児のための保育事業の利用希望】

※父親または母親が休んだ経験のある人のみ回答

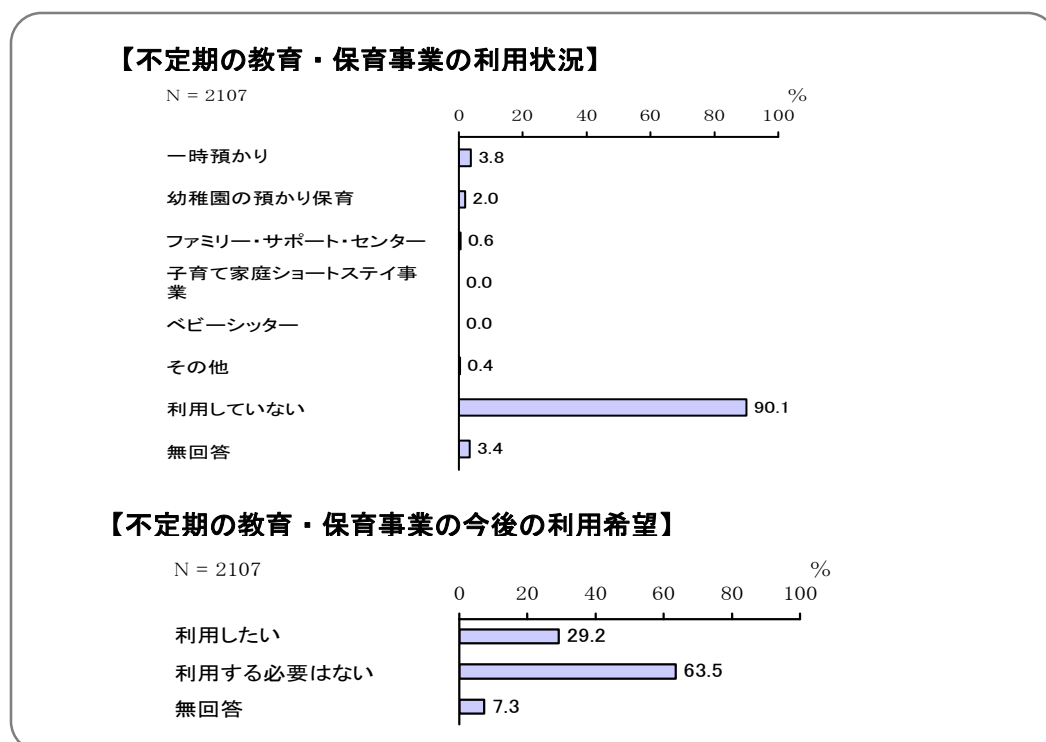


(13) 不定期の教育・保育事業の利用状況及び利用希望

不定期の就労や就労以外の理由（冠婚葬祭、リフレッシュ、保護者の通院等）による不定期の教育・保育事業の利用状況をみると、「利用していない」の割合が90.1%と最も高くなっています。

また、今後の利用希望をみると、「利用する必要はない」の割合が63.5%と最も高く、「利用したい」の割合は29.2%となっています。

不定期の教育・保育事業の利用状況及び今後の利用希望



(14) 地域子育て支援拠点事業の利用状況及び今後の利用希望

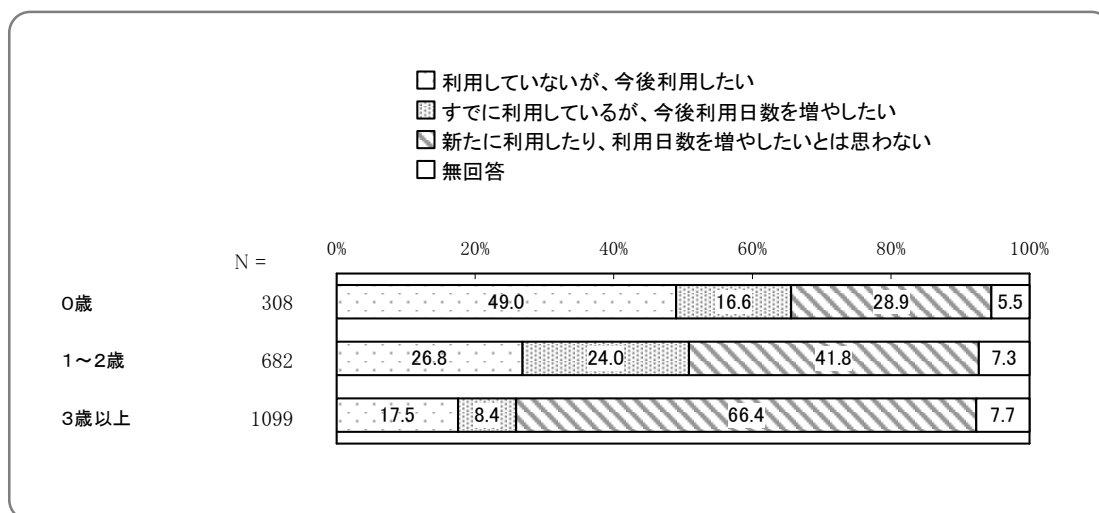
地域子育て支援拠点事業（加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ）等の利用状況を子どもの年齢別でみると、1～2歳で子育てプラザの利用割合が高くなっています。

地域子育て支援拠点事業等の利用状況（年齢別）

利用している事業 年齢	有効回答数 (件)	加古川駅南子育て プラザ、東加古川子 育てプラザ	志方児童館	市で実施している 類似の事業	利用していない	無回答
0歳	308	21.1	3.2	9.1	70.8	1.9
1～2歳	682	44.1	3.7	6.3	49.6	2.2
3歳以上	1099	17.2	3.1	2.3	78.5	1.0

また、今後の利用希望を子どもの年齢別でみると、年齢が低くなるにつれて「利用していないが、今後利用したい」の割合が高くなっています。

地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望（年齢別）

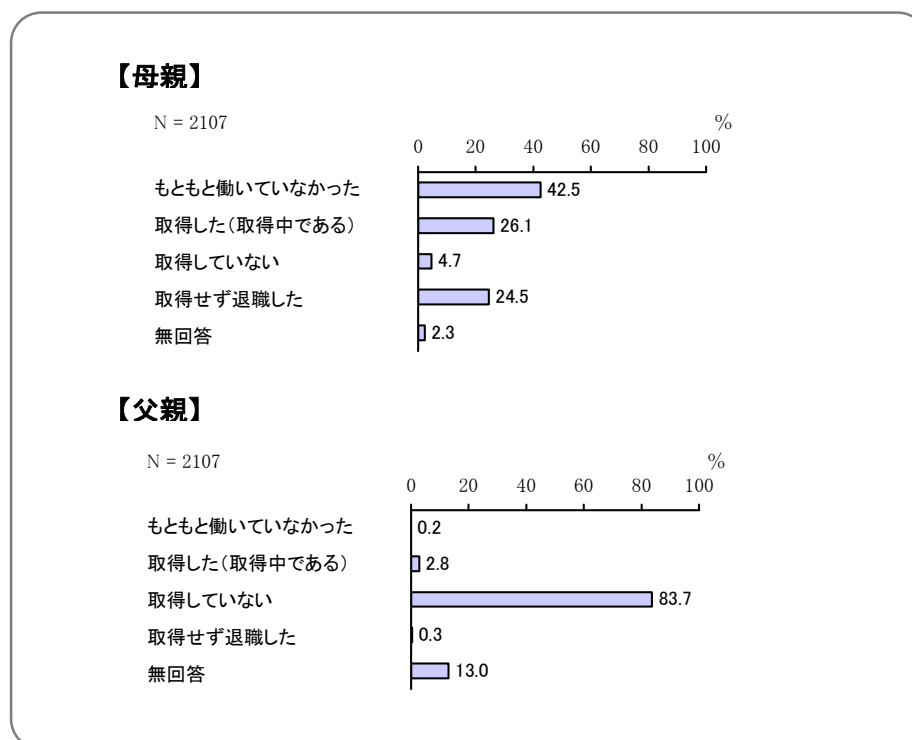


(15) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況をみると、母親では「もともと働いていなかった」の割合が42.5%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が26.1%、「取得せず退職した」の割合が24.5%となっています。

一方、父親では、「取得していない」の割合が83.7%と最も高くなっています。

育児休業の取得状況

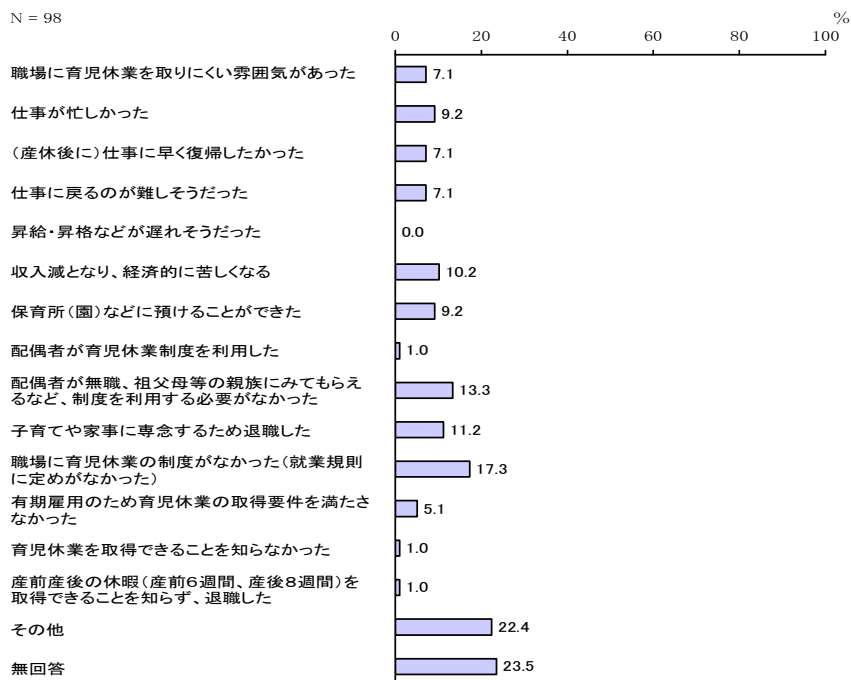


また、母親について、育児休業を取得していない理由として、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が17.3%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が13.3%となっているのに対し、育児休業を取得せずに退職した理由では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が50.0%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が21.3%となっています。

育児休業を取得していない理由（母親）

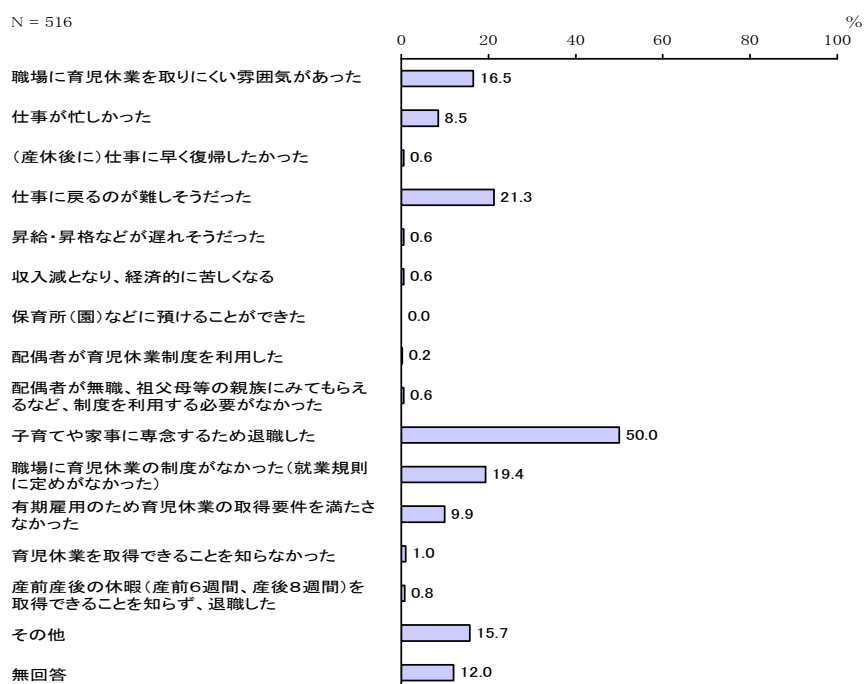
【取得していない理由】

N = 98



【取得せず退職した理由】

N = 516



6. 少子化対策のこれまでの取り組み

(1) 国の取り組み

①エンゼルプランと新エンゼルプラン

我が国では、平成2年の「1.57ショック」を契機に、出生率の低下と子どもの数が減少傾向にあることを「問題」として認識し、仕事と子育ての両立支援など、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けての対策の検討が始められ、平成6年には、今後10年間に取り組むべき基本的方向と重点施策を定めた「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」が策定されました。

また、平成11年には、「少子化対策推進基本方針」が決定され、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」が策定されました。

②次世代育成支援対策推進法

平成15年には、家族や地域の子育て力の低下に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主が次世代育成支援のための取り組みを促進するために、それぞれ行動計画を作成し実施することが定められました。

③少子化社会対策基本法と少子化社会対策大綱、子ども・子育て応援プラン

同じく平成15年、議員立法により、少子化社会において講じられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進することを目的として、「少子化社会対策基本法」が制定され、同法に基づき、内閣府には、内閣総理大臣を会長とした、全閣僚によって構成される少子化社会対策会議が設置されました。

また、平成16年には、同法に基づき「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、子どもが健康に育つ社会、子どもを生み育てることに喜びを感じることのできる社会への転換を喫緊の課題とし、少子化の流れを変えるための施策に集中的に取り組むこととするとともに、その施策の効果的な推進を図るため、「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」が決定されました。

④新しい少子化対策について

平成17年、我が国は人口動態の統計をとり始めて以来、初めて出生数が死亡数を下回り、出生数は106万人、合計特殊出生率は1.26といずれも過去最低を記録し、総人口が減少に転じました。

こうした予想以上の少子化の進行に対処し、少子化対策の抜本的な転換を図るため、平成18年に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、家族や地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、すべての子育て家庭を支援するという観点から、妊娠・出産から高校・大学期に至るまでの年齢進行ごとの子育て支援策を掲げて取り組むこととなりました。

⑤「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

平成 18 年に示された日本の将来推計人口において示された少子高齢化の厳しい見通し等を踏まえ、平成 19 年、少子化社会対策会議において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を同時並行的に取り組むこととされました。

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定され、希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことのできる社会を実現し、子どもの健やかな育成に社会全体で取り組むため、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」に取り組むこととなりました。

⑥子ども・子育てビジョン

平成 21 年、内閣府の少子化対策担当の政務三役で構成する「子ども・子育てビジョン検討ワーキングチーム」が設置され、有識者、事業者、子育て支援に携わる地方自治体の担当者等からの意見聴取や国民からの意見募集を行い、少子化社会対策会議を経て、「少子化社会対策基本法第 7 条に基づく大綱（子ども・子育てビジョン）」が閣議決定され、子ども・子育て支援施策を行っていく際の 3 つの大切な姿勢として、「1 生命（いのち）と育ちを大切にする」、「2 困っている声に応える」、「3 生活（くらし）を支える」が示されました。この 3 つの大切な姿勢を踏まえ、「目指すべき社会への政策 4 本柱」と「12 の主要施策」に従い、具体的な取り組みを進めることとなりました。

⑦子ども・子育て関連三法

平成 24 年、自公民の 3 党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、子ども・子育て関連三法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法）が成立し、法に基づく子ども・子育て支援新制度を平成 27 年度からスタートすることとされました。

また、市町村には、新制度における事業の実施主体となり、アンケート調査の実施による現在の利用状況及び今後の利用希望の把握や、地方版子ども・子育て会議での意見聴取を行いながら、子ども・子育て支援事業計画を策定し、地域の実情にあった子ども・子育て支援を計画的に実施することが義務付けられました。

⑧待機児童解消加速化プラン

主に都市部を中心に深刻な問題となっている待機児童の解消のための取り組みを加速させるため、平成 25 年、「待機児童解消加速化プラン」が策定され、平成 27 年度

から開始する子ども・子育て支援新制度の施行を待たずに、待機児童解消に意欲的に取り組む地方自治体に対して、その取り組みを全面的に支援することとされました。

待機児童解消加速化プランでは、平成 25 年から平成 26 年を「緊急集中取組期間」として、2 年間で約 20 万人分の保育の受け皿の確保を目指し、子ども・子育て支援新制度がスタートする予定の平成 27 年度から平成 29 年度までを「取組加速期間」として、保育ニーズのピークを迎える平成 29 年度までに、潜在的な保育ニーズも含め、前述と合わせて約 40 万人分の保育の受け皿の確保を行うことで、待機児童の解消を目指すこととされています。

(2) 兵庫県の取り組み

①ひょうご子ども未来プラン

兵庫県では、平成 18 年に、「一人一人が生命の大切さ、家庭や子育ての大切さを考え、だれもが安心して子どもを生み育てることができる地域社会の実現」を目指して、少子対策の行動計画となる「ひょうご子ども未来プラン」が策定されました。

ひょうご子ども未来プランでは、「未来の親づくりへの支援」、「子どもを生み育てることへの支援」、「子どものすこやかな育ちへの支援」、「社会システムの再構築」を 4 本柱として、総合的な少子対策に取り組むこととされました。

②新ひょうご子ども未来プラン

平成 22 年には、女性人口の減少、結婚・子育てに対する若者の意識の変化、子育て中の親の孤立化や深刻な児童虐待など、子育てをめぐる環境の様々な課題に直面している中で、地域団体・NPO・企業・職域団体・大学・市町村等と連携し、地域における少子対策・子育て支援に積極的に取り組むことを目的として、「新ひょうご子ども未来プラン」が策定されました。

新ひょうご子ども未来プランでは、①子育て支援制度の充実や働き方の見直しにより、子育て支援環境を整備する、②家庭・地域・職域で共感をもって子どもたちを包む、安心と喜びの子育てを進める、③家族や地域の大切さ、失ってはならないかけがえのないものを次世代につなぐことを 3 つ理念目標に据え、県内の平成 23 年から平成 27 年までの 5 年間の出生数を 24 万人とするという目標の下で、様々な取り組みが進められています。

(3) 本市の取り組み

①エンゼルプランかこがわと次世代育成支援行動計画

本市では、平成 11 年に国が「少子化対策推進基本方針」を決定し、この方針に基づく重点施策の具体的実施計画として「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」を策定したのを受け、平成 12 年に「加古川市児童育成計画（エンゼルプランかこがわ前期 5 カ年計画）」を策定しました。

また、平成 17 年の「エンゼルプランかこがわ」の中間見直しの年度にあたっては、それまでの施策の取り組み状況を総合的に点検するとともに、平成 15 年に成立した

「次世代育成支援対策推進法」の理念も踏まえた新たな視点を盛り込んだ「加古川市次世代育成支援行動計画（エンゼルプランかこがわ後期５カ年計画）」を策定し、家庭、地域住民、各種団体、学校、企業、行政の協力の下で、「子育てをみんなでささえあいまちづくり」に取り組んできました。

さらに、平成 22 年には、子ども・子育てに関わる市民の実態や意向、社会情勢等の変化を踏まえ、「加古川市次世代育成支援後期行動計画」を策定し、未来を担うかけがえのない子どもたちを、家庭だけでなく地域住民、各種団体、学校、企業、行政など地域社会全体で見守りはぐくんでいく取り組みを推進してきました。

②加古川市子ども・子育て支援事業計画

これまで、「加古川市次世代育成支援後期行動計画」に基づき、様々な分野において、子ども及び子育て家庭に対する支援施策・事業を推進してきましたが、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、保育の量的拡大及び確保、地域における子ども・子育て支援の充実等を目的として、平成 24 年に「子ども・子育て関連三法」が成立したことを受け、本市においても、これらの法律に基づく子ども・子育て支援給付や、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に推進することを目的として、このたび「加古川市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

7. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る保育料

新制度では、子どもの保護者が特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の利用の際に支払う保育料は、国が定める上限額の範囲内で、子どもの保護者が居住する市町村が定めることとなります。このため、本市に居住する子どもの保護者が、他市町村の幼稚園や認可保育所などを利用する場合も、本市が定める保育料が適用されます。

(1) 保育所等（2号認定、3号認定）に係る保育料

本市では、新制度において、保育所や地域型保育事業などの保育を受けるにあたり適用される保育料を、下表のとおり設定しました。

保育所等（2号認定、3号認定）の現行の保育料と新制度での保育料

標準時間（11時間）

（単位：円）

新制度での階層区分		【国】新制度基準額		【市】現行の保育料			【市】新制度での保育料		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税世帯	9,000	6,000	8,000	5,000	5,000	8,000	5,000	5,000
3	市民税所得割課税額のない世帯（均等割課税額のみ）	19,500	16,500	14,000	13,000	12,000	14,000	13,000	12,000
4	市民税所得割課税額 48,600円未満	19,500	16,500	17,000	16,000	15,000	17,000	15,000	14,000
5	48,600円以上 64,700円未満	30,000	27,000	23,000	20,000	19,000	23,000	20,000	19,000
6	64,700円以上 80,800円未満			25,000	22,000	21,000	25,000	22,000	21,000
7	80,800円以上 97,000円未満			28,000	25,000	23,000	27,000	24,000	23,000
8	97,000円以上121,000円未満	44,500	41,500	32,000	28,000	26,000	32,000	28,000	26,000
9	121,000円以上145,000円未満			37,000	32,000	27,000	36,000	32,000	27,000
10	145,000円以上169,000円未満			44,000	33,000	28,000	40,000	33,000	28,000
11	169,000円以上301,000円未満	61,000	58,000	54,000	34,000	29,000	54,000	34,000	29,000
12	301,000円以上397,000円未満	80,000	77,000	64,000	35,000	30,000	64,000	35,000	30,000
13	397,000円以上	104,000	101,000	64,000	35,000	30,000	74,000	36,000	31,000

※ただし、給付単価を限度とする。

短時間（8時間）

新制度での階層区分		【国】新制度基準額		【市】現行の保育料			【市】新制度での保育料		
		3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
1	生活保護世帯	0	0	保育短時間は、新制度から新たに設定された区分のため、現行では規定なし			0	0	0
2	市民税非課税世帯	9,000	6,000				7,000	4,000	4,000
3	市民税所得割課税額のない世帯(均等割課税額のみ)	19,300	16,300				13,000	12,000	11,000
4	市民税所得割課税額 48,600円未満	19,300	16,300				16,000	14,000	13,000
5	48,600円以上 64,700円未満	29,600	26,600				22,000	19,000	18,000
6	64,700円以上 80,800円未満						24,000	21,000	20,000
7	80,800円以上 97,000円未満						26,000	23,000	22,000
8	97,000円以上121,000円未満	43,900	40,900				31,000	27,000	25,000
9	121,000円以上145,000円未満						35,000	31,000	26,000
10	145,000円以上169,000円未満						39,000	32,000	27,000
11	169,000円以上301,000円未満	60,100	57,100				53,000	33,000	28,000
12	301,000円以上397,000円未満	78,800	75,800				62,000	34,000	29,000
13	397,000円以上	102,400	99,400				72,000	35,000	30,000

※ただし、給付単価を限度とする。

(2) 幼稚園等（1号認定）に係る保育料

本市では、新制度において、幼稚園や認定こども園での教育を受けるにあたり適用される保育料を、下表のとおり設定しました。

ただし、新制度に基づく確認を受けず、現行制度のまま運営される私立幼稚園については、下表の適用対象外となり、各園が独自に設定する保育料が適用されます。

幼稚園等（1号認定）の現行の保育料と新制度での保育料

公立施設（市立幼稚園）

（単位：円）

新制度での階層区分			【国】 新制度基準額 (私立幼稚園等)	【市】 現行の保育料	【市】新制度での保育料				
					平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①	1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	2	市民税非課税世帯	3,000	3,750	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	3	市民税所得割課税額のない世帯(均等割課税額のみ)			3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
③	4	市民税所得割課税額 38,600円以下	16,100	7,500	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000
	5	38,601円以上 77,100円以下			7,500	8,100	8,700	9,300	10,000
④	6	77,101円以上 121,800円以下	20,500		7,500	8,600	9,700	10,800	12,000
	7	121,801円以上 166,500円以下	7,500		8,800	10,100	11,400	13,000	
	8	166,501円以上 211,200円以下	7,500		9,100	10,700	12,300	14,000	
⑤	9	211,201円以上	25,700		7,500	9,300	11,100	12,900	15,000

※ただし、給付単価を限度とする。

私立施設等（私立の幼稚園・認定こども園、他市町村の公立施設）※確認を受けない私立幼稚園を除く

新制度での階層区分			【国】 新制度基準額 (私立幼稚園等)	【市】 現行の保育料	【市】新制度での保育料
①	1	生活保護世帯	0	規定なし ※各園独自に 設定	0
②	2	市民税非課税世帯	3,000		2,000
	3	市民税所得割課税額のない世帯(均等割課税額のみ)			3,000
③	4	市民税所得割課税額 38,600円以下	16,100		7,000
	5	38,601円以上 77,100円以下			10,000
④	6	77,101円以上 121,800円以下	20,500		12,000
	7	121,801円以上 166,500円以下			13,000
	8	166,501円以上 211,200円以下			14,000
⑤	9	211,201円以上	25,700		15,000

※ただし、給付単価を限度とする。

(3) 幼稚園等（1号認定）に係る保育料の今後の方向性

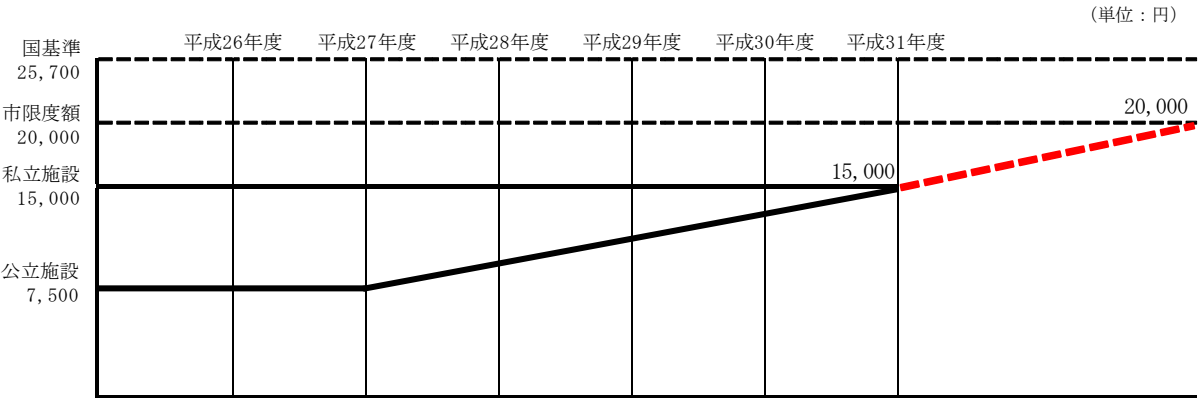
新制度において、幼稚園や認定こども園での教育を受けるにあたり適用される保育料は、公立・私立を問わず全ての施設に求められる同水準の教育の提供への対価であると考えられることから、本市では、公立・私立施設ともに同額で設定することを原則としています。

ただし、現行の負担水準を勘案し、新制度の開始当初においては、市立幼稚園の利用にかかる保育料の急激な上昇を緩和する経過措置を設け、平成31年度まで段階的に引き上げることにより、私立施設等の利用にかかる保育料と同額に合わせていくことを予定しています。

また、平成 32 年度以降については、本市の財政状況や社会情勢等も踏まえ、国の基準により本市が設定できる上限額（20,000 円程度）まで、保育料の最高額を引き上げることを検討することとしています。

幼稚園等（1号認定）に係る保育料の今後の方向性

（各年度の保育料最高額の推移）



8. 加古川市子ども・子育て支援事業計画の策定経過

(1) 平成 24 年度

月 日	会議等	内容
3月12日	第1回実務担当者会議	- 計画等策定スケジュールについて - 各種検討事項及び事務作業について

(2) 平成 25 年度

月 日	会議等	内容
4月26日	第2回実務担当者会議	事務作業の進捗状況及び検討事項について
5月27日	第3回実務担当者会議	現行の提供体制について
6月19日	第4回実務担当者会議	- 現行の提供体制について - 子ども・子育て会議の設置について
7月29日	第5回実務担当者会議	- 子ども・子育て会議の設置について - 子ども・子育て支援事業計画について
9月11日	第6回実務担当者会議	- 現行の提供体制について - 教育・保育提供区域の設定について - アンケート調査の実施について - 子ども・子育て会議の設置について
10月9日	第7回実務担当者会議	- 教育・保育提供区域について - アンケート調査の実施について - 子ども・子育て会議の設置について
10月23日	第8回実務担当者会議	- アンケート調査の実施について - 子ども・子育て会議の設置について
11月7日	第1回子ども・子育て会議	- 会長・副会長の選出について - 子ども・子育て会議傍聴要領について - 子ども・子育て支援新制度の概要について - 子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた利用ニーズの把握について
11月25日	第9回実務担当者会議	- 子ども・子育て会議の運営について - 今後のスケジュールについて - アンケート調査の実施について
12月2日～ 12月24日	子育て支援に関するアンケート調査の実施	- 小学校就学前児童の保護者 4,000 人を対象 - 有効回収数 2,107 件、有効回答率 52.7%
12月12日	第2回子ども・子育て会議	- アンケート調査の実施について - 現行制度における教育・保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業の実施状況について
12月16日	第10回実務担当者会議	教育・保育提供区域の設定について
1月20日	第11回実務担当者会議	教育・保育提供区域に設定について
1月27日	第3回子ども・子育て会議	教育・保育提供区域の設定について
2月18日	第4回子ども・子育て会議	教育・保育提供区域の設定について
3月18日	第12回実務担当者会議	- 子ども・子育て会議の運営について - アンケート調査に基づく量の見込みの算出について
3月25日	第5回子ども・子育て会議	- アンケート調査の集計状況について - 新制度に向け策定すべき基準等について

(3) 平成 26 年度

月 日	会議等	内容
4 月 17 日	第 13 回実務担当者会議	・アンケート調査に基づく量の見込みの算出について ・子ども・子育て会議の運営について
4 月 24 日	第 1 回子ども・子育て会議	・「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の算出について
5 月 22 日	第 14 回実務担当者会議	・子ども・子育て会議の運営について ・確保方策の設定について
5 月 30 日	第 2 回子ども・子育て会議	・「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」の設定について ・子ども・子育て支援新制度の施行に向けて本市が策定する基準関係条例について
6 月 24 日	第 15 回実務担当者会議	・子ども・子育て会議の運営について ・確保方策の設定について
6 月 27 日	第 3 回子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援新制度の施行に向けて本市が策定する基準について ・市町村子ども・子育て支援事業計画の記載内容について
9 月 2 日	第 16 回実務担当者会議	・子ども・子育て会議について
9 月 16 日	第 17 回実務担当者会議	・子ども・子育て会議について
9 月 29 日	第 4 回子ども・子育て会議	・【報告】子ども・子育て支援新制度における各基準（案）に関するパブリックコメントの結果について ・加古川市子ども・子育て支援事業計画の基本理念・基本目標の設定について ・「教育・保育」の「確保方策」の設定について ・保育の必要性の認定に関する基準について
10 月 17 日	第 18 回実務担当者会議	・子ども・子育て会議について
10 月 29 日	第 5 回子ども・子育て会議	・【報告】加古川市子ども・子育て会議でご意見をいただく事項の進捗状況について ・【報告】加古川市子ども・子育て支援事業計画の「基本理念」「基本目標」について ・副会長の選出について ・「地域子ども・子育て支援事業」の「確保方策」の設定について ・「子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項」について
11 月 17 日	第 6 回子ども・子育て会議	・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項について ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する兵庫県が行う施策との連携に関する事項について ①児童虐待防止対策の充実 ②母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進 ③障がい児施策の充実 ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項について ・加古川市子ども・子育て支援事業計画（案）について

月 日	会議等	内容
12月8日	第19回実務担当者会議	・加古川市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
12月25日	第7回子ども・子育て会議	・加古川市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
1月9日～ 2月9日	加古川市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントの実施	・意見提出者数 37名 ・意見提出件数 91件
3月1日	第8回子ども・子育て会議	・加古川市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について ・子ども・子育て会議について
3月31日	加古川市子ども・子育て支援事業計画の策定	・計画書の策定 ・概要版の策定

9. 加古川市子ども・子育て会議条例

加古川市条例第27号

加古川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、加古川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するほか、本市における子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項を調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議には、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 子ども・子育て会議の会議は、公開とする。ただし、子ども・子育て会議の議決があったときは、非公開とすることができる。

6 前各項の規定は、前条に規定する部会の会議について準用する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

加古川市子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年 3 月発行

発行 兵庫県加古川市

編集 福祉部こども支援局こども課

加古川市加古川町北在家 2000

電話 079 (427) 9396 (直通)

<http://www.city.kakogawa.lg.jp>
